

令和元年 第3回

宿毛市議会定例会会議録

令和元年9月3日開会

令和元年9月18日閉会

宿毛市議会事務局

令和元年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和元年9月 3日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第34号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時15分)	
陳情文書表	9
----- . . ----- . . -----	
第 2 日 (令和元年9月 4日 水曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 3 日 (令和元年9月 5日 木曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 4 日 (令和元年9月 6日 金曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 5 日 (令和元年9月 7日 土曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 6 日 (令和元年9月 8日 日曜日)	休会
----- . . ----- . . -----	
第 7 日 (令和元年9月 9日 月曜日)	
議事日程	1 1
本日の会議に付した事件	1 1
出席議員	1 1
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1

出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 2 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 今城 隆議員	1 3
市 長	1 3
今城 隆議員	1 4
市 長	1 4
今城 隆議員	1 4
市 長	1 4
今城 隆議員	1 5
教 育 長	1 5
今城 隆議員	1 5
市 長	1 6
今城 隆議員	1 6
市 長	1 7
今城 隆議員	1 7
市 長	1 7
今城 隆議員	1 7
教 育 長	1 7
今城 隆議員	1 8
市 長	1 8
今城 隆議員	1 9
市 長	1 9
今城 隆議員	1 9
市 長	2 0
今城 隆議員	2 0
市 長	2 1
今城 隆議員	2 1
市 長	2 2
今城 隆議員	2 2
市 長	2 2
今城 隆議員	2 2
市 長	2 3
総務課長	2 3
今城 隆議員	2 3
市 長	2 4
今城 隆議員	2 4

市 長	2 4
今城 隆議員	2 4
市 長	2 4
今城 隆議員	2 5
教 育 長	2 5
今城 隆議員	2 5
市 長	2 5
今城 隆議員	2 6
市 長	2 6
今城 隆議員	2 6
市 長	2 6
総務課長	2 7
今城 隆議員	2 7
市 長	2 7
今城 隆議員	2 7
市 長	2 7
今城 隆議員	2 8
市 長	2 9
今城 隆議員	2 9
市 長	2 9
今城 隆議員	3 0
市 長	3 0
今城 隆議員	3 0
市 長	3 1
今城 隆議員	3 1
2 岡崎利久議員	3 2
市 長	3 2
岡崎利久議員	3 3
市 長	3 3
岡崎利久議員	3 4
市 長	3 4
岡崎利久議員	3 4
市 長	3 4
岡崎利久議員	3 5
市 長	3 5
岡崎利久議員	3 6
市 長	3 6

岡崎利久議員	3 6
市 長	3 7
岡崎利久議員	3 7
市 長	3 7
岡崎利久議員	3 7
市 長	3 8
岡崎利久議員	3 8
市 長	3 8
岡崎利久議員	3 9
3 川田栄子議員	3 9
市 長	4 0
川田栄子議員	4 0
市 長	4 0
川田栄子議員	4 0
市 長	4 0
川田栄子議員	4 1
市 長	4 1
川田栄子議員	4 2
市 長	4 2
川田栄子議員	4 3
市 長	4 4
川田栄子議員	4 4
市 長	4 5
川田栄子議員	4 5
市 長	4 6
川田栄子議員	4 6
市 長	4 7
川田栄子議員	4 8
市 長	4 8
川田栄子議員	4 8
市 長	4 8
川田栄子議員	4 8
市 長	4 9
総務課長	4 9
市 長	5 0
川田栄子議員	5 0
市 長	5 0

環境課長	5 0
川田栄子議員	5 1
環境課長	5 1
川田栄子議員	5 1
市長	5 1
川田栄子議員	5 1
市長	5 2
川田栄子議員	5 3
市長	5 3
川田栄子議員	5 3
市長	5 3
川田栄子議員	5 4
市長	5 4
川田栄子議員	5 4
市長	5 5
川田栄子議員	5 6
延 会 (午後 3 時 5 5 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和元年 9 月 1 0 日 火曜日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
事務局職員出席者	5 9
出席要求による出席者	5 9
開 議 (午前 1 0 時 0 2 分)	
○日程第 1 一般質問	6 1
1 山岡 力議員	6 1
市長	6 1
山岡 力議員	6 1
市長	6 2
山岡 力議員	6 2
市長	6 3
山岡 力議員	6 3
市長	6 4
山岡 力議員	6 4
市長	6 5

山岡 力議員	6 5
市 長	6 6
山岡 力議員	6 7
2 堀 景議員	6 7
市 長	6 8
堀 景議員	6 8
市 長	6 8
堀 景議員	6 9
市 長	6 9
堀 景議員	7 0
市 長	7 0
堀 景議員	7 1
市 長	7 1
堀 景議員	7 1
市 長	7 1
堀 景議員	7 2
教育 長	7 2
堀 景議員	7 3
教育 長	7 3
堀 景議員	7 3
市 長	7 4
堀 景議員	7 4
市 長	7 5
堀 景議員	7 5
市 長	7 5
堀 景議員	7 6
市 長	7 7
堀 景議員	7 7
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 3 4 号まで	7 7
質疑	7 7
1 三木健正議員	7 7
都市建設課長	7 8
三木健正議員	7 8
商工観光課長	7 8
三木健正議員	7 9
商工観光課長	7 9
三木健正議員	7 9

教育次長兼学校教育課長……………	8 0
三木健正議員……………	8 0
散 会（午後1時16分）	
陳情文書表……………	8 1
議案付託表……………	8 2
----- . . ----- . . -----	
第 9 日（令和元年9月11日 水曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第10日（令和元年9月12日 木曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第11日（令和元年9月13日 金曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第12日（令和元年9月14日 土曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第13日（令和元年9月15日 日曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第14日（令和元年9月16日 月曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第15日（令和元年9月17日 火曜日） 休会	
----- . . ----- . . -----	
第16日（令和元年9月18日 水曜日）	
議事日程……………	8 5
本日の会議に付した事件……………	8 5
出席議員……………	8 5
欠席議員……………	8 5
事務局職員出席者……………	8 5
出席要求による出席者……………	8 6
開 議（午前10時24分）	
○日程第1 議案第1号から議案第34号まで……………	8 7
（議案第1号及び議案第2号）	
討論・表決……………	8 7
（議案第16号から議案第34号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長……………	8 8
総務文教常任委員長……………	9 0
産業厚生常任委員長……………	9 1
質疑……………	9 2

(議案第 16 号から議案第 27 号まで及び議案第 29 号から議案第 34 号まで)	
討論・表決	9 2
(議案第 28 号)	
討論・表決	9 2
(議案第 3 号から議案第 15 号まで)	
継続審査	9 2
○日程第 2 陳情第 4 号及び陳情第 5 号	9 2
委員長報告	
総務文教常任委員長	9 3
産業厚生常任委員長	9 3
質疑	9 3
(陳情第 4 号)	
討論	9 4
今城 隆議員 (反対)	9 4
表決	9 4
(陳情第 5 号)	
討論・表決	9 4
○日程第 3 委員会調査について	9 4
継続調査	9 5
○日程第 4 意見書案第 1 号	9 5
(提案理由の説明省略)	
質疑	9 5
委員会付託省略	
討論・表決	9 5
○追加日程 宿毛市議会改革調査特別委員会設置について	9 6
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	9 6
質疑・討論・表決	9 6
(閉会あいさつ)	
市長	9 7
閉 会 (午後 1 時 4 0 分)	
委員会審査報告書	9 9
陳情審査報告書	1 0 2
閉会中の継続審査申出書	1 0 4
閉会中の継続調査申出書	1 0 5
意見書案第 1 号	1 0 8

— — — — — • • — — — — — • • — — — — —

付 錄

一般質問通告表	付一	1
議決結果一覧表	付一	4
議 案	付一	4
陳 情	付一	6

令和元年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和元年9月 3日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第34号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 平成30年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 5号 平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 6号 平成30年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 7号 平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認
定について

議案第 8号 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第 9号 平成30年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第10号 平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第11号 平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第12号 平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議案第13号 平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第14号 平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第15号 平成30年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定につ
いて

- 議案第16号 令和元年度宿毛市一般会計補正予算について
- 議案第17号 令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第18号 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第20号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 議案第21号 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第28号 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 今 城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三 木 健 正 君 | 4番 川 田 栄 子 君 |
| 5番 川 村 三千代 君 | 6番 山 岡 力 君 |
| 7番 高 倉 真 弓 君 | 8番 山 上 庄 一 君 |
| 9番 山 戸 寛 君 | 10番 岡 崎 利 久 君 |

1 1 番 野々下 昌 文 君 1 2 番 松 浦 英 夫 君
1 3 番 寺 田 公 一 君 1 4 番 濱 田 陸 紀 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事 務 局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君
兼 調 査 係 長
議 事 係 長 宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 岩 本 敬 二 君
市 民 課 長 沢 田 美 保 君
税 務 課 長 山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼
会 計 課 長 佐 藤 恵 介 君
健康推進課長 和 田 克 哉 君
長寿政策課長 桑 原 一 君
環 境 課 長 岡 本 武 君
人権推進課長 谷 本 裕 子 君
産業振興課長 谷 本 和 哉 君
商工観光課長 上 村 秀 生 君
土 木 課 長 川 島 義 之 君
都市建設課長 小 島 裕 史 君
福祉事務所長 河 原 志加子 君
水 道 課 長 平 井 建 一 君
教 育 長 出 口 君 男 君
教育次長兼
学 校 教 育 課 長 中 山 佳 久 君
生涯学習課長
兼 宿 毛 文 教 楠 目 健 一 君
センター所長
学 校 給 食 山 戸 達 朗 君
センター所長

農業委員会
事務局 局長
選挙管理委員会
事務局 局長

岩 田 明 仁 君
児 島 厚 臣 君

----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより令和元年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山岡 力君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る8月30日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月18日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月18日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしま

す。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第3回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号及び第2号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政状況を見きわめる4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、一般会計、学校給食事業特別会計及びへき地診療事業特別会計により構成される普通会計の平成30年度決算が39万5,000円の赤字となったことから、健全化判断比率における実質赤字比率が0.00に満たない比率となったものの、そのほかの特別会計及び水道事業会計を含む全体の決算は黒字となったため、連結実質赤字比率に

つきましては、例年どおり数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度同様、13.3%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度より3.4%減少し、63.7%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

このように、おおむね堅調な状況ではありますが、本市は、庁舎建設事業や宿毛小中学校整備事業、南海トラフ地震対策や公共施設の老朽化対策等、大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を活用して、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明といたさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和元年度宿毛市一般会計補正予算、そして議案第2号は、令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものの承認を求める議案でございます。

内容につきましては、どちらも令和元年7月4日に実施しました宿毛ポンプ場の機器点検により、6基あるエンジンのうち1基の故障が発覚しましたので、台風シーズンを前に緊急に修繕する必要が生じたため、2,400万円を追加したものでございます。

議案第3号から第15号までの13議案は、平成30年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第16号は、令和元年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で8,221万5,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、地方特例交付金494万3,000円。普通交付税、6,385万6,000円、繰入金、875万1,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で時間外勤務手当として、1,088万8,000円を計上しております。

内容としましては、今後見込まれる災害用務等に係る時間外手当でございます。

同じく総務費で、庁舎建設費として3,506万8,000円を計上しております。

内容としましては、高台の造成工事に関連して、必要となる各種委託料や工事費等を計上しようとするものです。

議案第17号から第19号までの3議案は、令和元年度各特別会計の補正予算でございます。

主な内容としましては、いずれも人件費の補正をしようとするものです。

議案第20号は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、本市においては、5本の条例改正が必要となりますが、それらを一括で改正するための条例を制定しようとするものです。

議案第21号は、「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、ITの活用により、行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合の制限等について一定の見直しを行うために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号は、「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第23号は、「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第24号は、「宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第25号は、「宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第26号は、「宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、消費税法の改正にあわせて、高騰する人件費や光熱水費等への対応を図るため、宿泊料金の全面的な見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号は、「宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和2年度からの指定管理者制度の導入を予定しております林邸について、現行条例では指定管理対象施設から除外されておりますカフェスペースを対象施設とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号は、「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、消費税法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市営住宅萩原団地を取り壊したことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号から第34号までの5議案は、いずれも「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、大海辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業

債の申請を行うには本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の概要でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月4日から9月6日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、9月4日から9月6日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月4日から9月8日までの5日間休会し、9月9日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時15分 散会

陳 情 文 書 表

令和元年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 4 号	令和 1. 9. 2	奥谷美術館の建設について	奥谷美術館の建設を 進める会 发起人代表 宿毛商工会議所 会頭 立田 雅弘 ほか7名	総務文教

上記のとおり付託いたします。

令和元年9月3日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

令和元年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和元年9月9日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	6番 山 岡 力 君
7番 高 倉 真 弓 君	8番 山 上 庄 一 君
9番 山 戸 寛 君	10番 岡 崎 利 久 君
11番 野々下 昌 文 君	12番 松 浦 英 夫 君
13番 寺 田 公 一 君	14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	和田 克哉 君
長寿政策課長	桑原 一 君
環境課長	岡本 武 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川島 義之 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	平井 建一 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	中山 佳久 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目 健一 君
学校給食 センター所長	山戸 達朗 君
農業委員会 事務局長	岩田 明仁 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。よろしくをお願いします。

まず、初めに、6月質問のその後について、お聞きしたいと思います。

前回、相談しました倒壊家屋の件、先日、相談者のお宅に伺いましたら、しっかり片づけてくれておりました、ありがとうございました。

早速対応していただき、ありがとうございます。相談者も本当に喜んでおりました。

この件につきましてのその後の経過も、ぜひ教えていただけたらと思います。

それから、前回の質問では、行政代執行は考えていないということでしたが、宿毛市の特定空家認定の状況もお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

現状を見てこられたという形の中で、その後の経過ということでございます。

見に行った時期によっては、その後、特に変化等ない場合もありますが、一定、御説明をさせていただきたいと思っております。

空き家に係る危険排除につきましては、これまで把握した所有者に対し、現状をお知らせし、適正管理や取り壊しの相談や依頼を行ってきたところでございます。

また、議員から御質問いただきましたように、

台風などの災害も考えまして、近隣の安全性の確保を図ることから、解決の方法を模索してきた、そういったところでもございます。

その中で、議員が心配されていた空き家につきましては、取り壊しに係る補助金や、解体業者の情報提供を行いまして、解体費用の概算を所有者に提示をし、相談をしたところ、解体のみの費用であれば対応できるとの合意に達しまして、空き家の解体のみを行っていただきました。

現状は、現地に解体した廃材を置き、メッシュシートをかけている状態でありまして、近隣の安全性や公衆衛生に、そういった衛生上の悪化につながらないように、注視をしてみたい、そのように考えているところでございまして、市内のほかの空き家につきましても、今後とも状況の確認を進めながら、依頼や相談を行ってみたい、そのように考えているところでございます。

続きまして、認定している件数や状況ということでございます。

本市における特定空家の認定につきましては、これまでございません。特定空家の認定については、空き家は所有者の財産であることや、放置された経過からも、慎重な判断や手続を要することから、現地確認や関係機関への調査などを実施しまして、所有者の特定や事情の把握に努めている、そういった状況でございます。

なお、特定空家に対する措置についても、事情の把握や解体に要する費用の徴収など、多くの課題があり、現時点での実施は困難な状況である、そのように考えているところでございます。

今までの説明したところとは、変わっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 今城 隆君。

○1番(今城 隆君) ありがとうございます。

県の全体の数がどうかということをネットで調べてみましたところ、県内で年間100件を超える特定空家の指導助言が行われたということだそうです。

代執行したのは1件とか数件とか、そういうレベルです。そこまでなかなかいってないようですが、そうであっても、私は特定空家認定により、指導助言の効果が大きくなるのではないかと考えているわけです。実態調査も含めて、ぜひ研究を進めていただければと思っております。よろしくをお願いします。

続いて、非核平和都市宣言の件について、質問します。

通告のときにちょっと話を聞きましたが、ホームページには、もともと掲載していなかったということで、失礼いたしました。

しかしながら、これまで市が採択した全ての宣言と宣言文は、ホームページで閲覧できるようにする必要があるのではないかと考えます。

市長、今後の対応について、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長(野々下昌文君) 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長(野々下昌文君) 再開いたします。

市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。ちょっと時間がかかりまして、申しわけございませんでした。

ホームページの中で、先日、担当のほうからホームページに記載をしていないという話もあったのですが、ホームページの中の市のあゆみの沿革のところ、昭和48年12月に、そういった平和都市宣言をしたということが載っているということでございまして、今、事実確認

をしましたので、そちらのほうに載っているということでございます。

それ以外については、先ほど議員おっしゃられましたように、現在、ホームページのほうで載っているところはございませんが、今後についても、現在のところは載せる予定はしていないという現状でございます。

以上でございます。

○議長(野々下昌文君) 1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) どうやら勘違いされているようですね。非核平和都市宣言というのが昭和60年(1985年)に宣言が行われたものです。中西市長のときですね。

ですから、今言われたものは別のものです。

市のあゆみに載っているもの、ほとんど載っているのではないかと。全部載っているんじゃないかと思えます。しかし、確実に行われた宣言が、非核平和都市宣言だけが見当たらない。これはいただけないと思っております。

本当に、これは、そういう状況は絶対いけないことだと思いますから、市のあゆみにも載せて、さらに全ての宣言文が出てくるようなことを、対応をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(野々下昌文君) 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時11分 再開

○議長(野々下昌文君) 再開いたします。

市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

済みません、訂正をさせていただきます。

私の先ほどの答弁、間違っていたようで、世界連邦平和都市宣言は掲載をされているのに、宿毛市非核平和都市宣言のほうは掲載をされていないということでございますので、こちらに

については、今後、掲載に向けて協議をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

あゆみの中で、同じように掲載をすべきじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 高知県、高知市などを検索すると、すぐに全ての宣言文が出てきます。宿毛市はなかったわけですが、大事なことです。やっぱりそのときそのときの市民の思いが議会に結集されて、つくり上げられたものです。ぜひそのものがしっかりと文書で閲覧できるようにしていただく、そういう必要があろうかと思えますから、ぜひ検討をお願いします。

続いて、教育長にお尋ねします。

前回お尋ねした紙芝居「ビキニの海の願い」などが届いたと思いますが、宿毛市の夏の平和学習での活用事例がありましたら、わかっていましたらよろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

本年6月議会において、今城議員よりビキニ被曝に関するビデオや紙芝居を、学校での平和学習で活用してはどうかという御質問を受けまして、そのときには、小中学校における平和学習については、どのような教材を活用するのかは、各学校において判断をしていくこととなりますけれども、児童や生徒の理解度や、年齢に応じた、効果的な教育がなされるよう、サポートしてまいりたいというふうに御答弁申し上げます。

その後、ビキニ被曝に関する紙芝居につきましては、高知県教育委員会から、各市町村教育委員会に一部、配付がございました。

宿毛市としても、各小中学校に周知する中で、貸し出しができる環境を整えているところでございます。

宿毛市内の学校におきましては、8月の登校日に平和学習を行っている学校が多くございます。ことしは台風の影響等によって、登校日を臨時休校とした学校がございましたので、貸し出しの実績はございませんでしたけれども、学校の予算で紙芝居を購入をして、平和学習に活用した中学校があるという報告は受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

この絵を描かれた方は、県展の無鑑査の審査員になられた、高知県教育委員会にもおられた方だということで、協力していただけてでき上がったものようです。

それで、宿毛市でも1件、夏休みに、登校日にはなかったんですけども、行いました。

被災者の方、地元にいる方を呼んでお話を伺う予定でいしましたが、それが体調不良になりまして、当日出れないということで、急遽、私に連絡がありまして、ちょうどその方の証言ビデオを撮ってましたので、一緒に見させていただきました。

現実を、その話を、10分ほどのものでしたけれども、見ると、認識は本当に違うものになります。もう65年たちましたが、船をおりてからも、ずっと調子が悪くて、ということを語るというビデオでしたけれども、実態を地元の方に知っていただけて、核兵器の恐ろしさというものを実感していただく。それから、そういうものの活用されることのない世界を築くという意味でも、ぜひ地元教材にもなります。

私たちがつかんでいる、はっきりわかっているだけでも、当時の船員名簿、本当にわかって

いるだけです。宿毛市だけで300人ぐらいあるんです。ですから、その家族たる近親者というか、1,000人を超えるような方々がともに苦勞してきたということを考えると、ぜひ地元教材として、知識の中に入れておくことは必要じゃないかと思っております。

ぜひよろしく願います。

続いて、次の、今回の本題に移っていきたいと思います。

それでは、松田川の幸の復活と地域の活性化について、論議したいと思います。

宿毛市民にとって、松田川の価値ですね。すばらしい川だと、私は思っておりますが、松田川の価値とその現状について、市長はどのように考えるか、ぜひお聞かせしていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し声を大きくして、答弁をさせていただきたいと思っております。

以前は、松田川で泳いだり川エビをとったりする小中学生の姿をよく目にしたというふうに思います。私もよく目にいたしました。

子供たちの遊びが多様化し、外で遊ぶことが減ってきたりとか、松田川で遊ぶ子供たちの姿を見かける機会が、本当に少なくなってきたんだなというふうに感じております。

松田川には、今でもアユやウグイ、カワムツなど、多くの魚類が生息しておりまして、それを捕食するカワセミなど、貴重な鳥類も見られるなど、自然豊かな河川であるというふうに認識をしております。

時期には、写真家の方々もたくさん来られて、写真を撮っている姿なんかよく目にするところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 本当に、比較的、宿毛

市は短い距離で、松田川の上流、山から川をたどって海まで、非常にすばらしい宿毛市だと思っております。

宿毛湾にそそぐ松田川の資源的価値は、県内屈指のものと、宿毛漁業指導所の岡部所長が話してくれました。

多くの川の生き物は、川と海を行き来しながら生活しています。宿毛湾が安定的にその生活を支える、そんな価値のある川はほかにないといえます。ほかは太平洋に出て、貧栄養ですから、エサも少ないんですね。宿毛湾で育った稚魚が、松田川に帰ってくる、最高の条件を備えている川だという評価です。

こんな価値のある川を、天然アユが育つ松田川として、みんなでつくっていけば、川全体が確実によみがえっていくんじゃないかと思えます。

ほかの研究者からも、次のような話を聞きました。

例えば、11月前後の一定の期間、河戸堰をあける、あるいは少し水位を下げてやることで、下流近くの瀬の部分の部分が確実に広がる。そこで産卵域が、今、少なくなっていますが、随分広がるでしょう。

それで、産卵して、大体ふ化するまでに2週間、そして卵を持っていますが、4日ぐらいまでに海に出なければ、それは死滅してしまいます。海でえさをとって生活して帰ってくる。

ですから、割と河戸堰から近い位置に産卵域をつくってあげて、海に帰してあげるといって、生活サイクルを知っていれば、ほんのちょっとの作業で資源は戻ってくるんですよという話を聞いて納得したんですね。

水の管理ですから、ほかの関係者、農業用水などもあると思います。こういうことも含めて、皆さんと一緒に意識して取り組めるとしたら、非常におもしろい話ではないと考えました。

そこで市長にお尋ねします。

アユを呼び戻す取り組みや、その方策などについて、市長に何かお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

天然アユの資源回復を図るための取り組みといたしましては、例えば河川に設置されている取水堰を、アユが遡上しやすい形状に改修をしたり、上がりやすくしたり。それから、石などで魚道がせきとめられている、そういった場合があれば、それを撤去することも効果的であると、そのように認識をしているところでございます。

アユの遡上に支障があるような取水堰や、魚道がある場合には、改善策について、松田川の河川管理者である高知県と必要に応じて協議をしていかなければならない、そのようにも考えているところでございます。

また、先ほど議員のお話にあった、河戸堰の水位を下げたりとか、あけるという作業、どういふような形になるのかわかりませんが、そういったことなんかの提案もありましたので、また関係者とそういったことについても、どのような効果があるのか。また逆に、どのようなデメリットといいますか、影響があるのかも含めて、また話を聞いてみたいというふうに思っているところでございます。

また、一方では天然アユの減少は、海水温の上昇であったりとか、そういった自然環境の変化も要因の一つではあるというふうに考えておりますので、そういった方面の詳しい方々ともお話を聞かせていただいて、協議もできればしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ぜひ、本当に可能性ですから、すぐやってくれという話ではありません。非常に価値のあるものですので、天然アユが育つ松田川が宿毛のシンボルになるとすれば、これほどすばらしいことはないんじゃないかと思えます。

松田川には、それだけの資源価値があり、それが可能な話だということを伺いましたので、そのことによってアユを呼び戻す取り組みを通して、地域活性化が起こっていくのではないかと、私は考えております。

このことにつきまして、市長はどうお考えをしますでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

アユを取り戻すというか、また自然でアユを育てていくような環境を、みんなで考えていくということであれば、当然、地域の活性化につながってくるというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市民共通の願いとして、まちづくりの何か共同参画というのできる可能性があります。ぜひそういった取り組みが始まればと思っています。

教育長にお伺いします。

松田川の清流再生を通じた教育活動の可能性について、考えることがありましたらお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

近年、地球上におきましては、環境破壊につながるようなさまざまな問題が発生をしており、学校での環境教育がより重要視されていると思っております。

環境教育は、地域や身近な問題に目を向け、身近な活動から学習を始めることが有効であるというふうに考えております。

児童生徒が学校外において、川や水生生物のモニタリング等を行うことにより、地域の豊かな自然や、環境問題に対する興味、関心をもつことは大変有意義なことであるというふうに考えております。

今年度、市内小中学校8校においては、高知県の森林環境税を活用した山の学習支援事業を導入をいたしまして、総合的な学習の時間等において、環境学習等を実施をしているところでございます。

また、小中学校2校におきましては、笹川平和財団の海洋教育パイオニアスクールプログラムを導入をいたしまして、海洋教育を実施しているところでございます。

今後も身近にある山や川、海等を通して、環境学習が効果的に行えるように取り組んでまいりたいと。この宿毛の豊かな自然を守っていくような、そういう教育を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

私も理科教員でしたので、非常によくわかる話です。

アユを呼び戻すという市民合意や、関係機関の協力が得られれば、一歩ずつ進めていけるのではないかと思います。お金もかからないと思います。

今は土のうで登れるような導き方をしながら、効果を出しているというところもあるようです。魚道ですね。ですから、ちょっとした学生たちの協力とか、市民の協力で、1年魚ですから、次の年に変化があらわれるというようなことを、研究者、高知大学がありますよね。ひょっとし

たら地元に来てくれるやつですよ、そういうことで、市としてもそういう関係の学生たちや、先生を呼んで、子供たちと一緒に活動していくという場面がとれるのではないかと思います。

学生や市民のモニタリングの教育効果ははかり知れないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

さらに、体験型観光や農林水産業等にも波及効果が生まれるはずで。海・山・川、自然に恵まれた宿毛を最大限にアピールするきっかけになる可能性がしますので、ぜひうまいことこういうことを続けて、宿毛をもっともっと光る形にさせていただきたいと思っております。

今度は、川から山に入ります。林業の問題について、いきたいと思っております。

宿毛の山も、非常に、深くていいと思っております。

宿毛の林業振興について、市長に伺います。

宿毛の現在の林業資源や、林業経営の現状、それから展望について、お聞かせしていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

初めに、森林の現状について、少し触れさせていただきますと、宿毛市の森林面積のうち、約60%に当たる1万1,300ヘクタールは、杉やヒノキなどの人工林が占めておりまして、これらの多くが植林後45年の伐期齢を迎えまして、建築用材として利用可能な大きさに成長しているところでございます。

これらの豊富な森林資源を有効に活用し、林業振興を図るためには、良質な杉やヒノキを伐採、搬出し、適正な価格で売買されることが必要です。

林業従事者の減少は、原木生産や木材の安定供給に支障を来すようになりまして、林業が

徐々に縮小していくことにつながってまいります。

本市にとりまして、林業は重要な産業ですので、林業従事者の減少など、林業が直面する課題解決に努め、林業の活性化に取り組まなければならないと、そのように考えているところでございます。

森林組合などの林業事業者が、緑の雇用事業等で現場技能者の確保に取り組むなどには、市としても連携して取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 森林はしっかりと育っている、従事者が足りない、価格がということがありました。

先日、教え子とその駐車場で会いまして、林業をやっていたけどやめた。手取りが月額13万円くらいなので、やっぱり暮らせないということをお話していました。

何とか賃金を上げる方法を考えんとね。一緒に考えようかという話をしたところです。

そこで、そのときに出た話が、手取り月に25万円で、山は生活というのは残業がないからいいということを言います。それで、25万円でもし週休2日制ということで、しっかりとつなげていければ、教え子たちの話では、これぐらいいい仕事はないというような話をしていました。

それを何とかしかけていってもらいたいと。

ということは、地域産材の需要拡大で、木材価格を上げることしかないんじゃないかと思っておりますが、市長に伺います。今話されたことにも重なってくるかもしれませんが、森林事業者の育成、あるいは林業者の基盤をなす取り組みの一つとして、自伐林業などもあると思えます。それから、地域産材の需要拡大の手だて

みたいなものが行われていましたらというか、何か意見がありましたら聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

林業従事者の賃金につきましては、勤務先や業務内容などによって、さまざまであろうというふうに思いますが、現場での伐採や搬出など、危険を伴う作業もございまして、担い手確保の面からも、賃金の底上げは課題であるというふうに感じているところでございます。

自伐型林業の推進につきましては、市内の山林所有者を対象とした宿毛森林塾を平成27年度から実施しておりまして、平成30年度からは、地域おこし協力隊の事業も活用し、自伐型林業の普及と推進に取り組んでいます。

現在、5名の協力隊員が本市の林業振興のため、自伐型林業を実践しているところでございます。

今後もこれらの事業を着実に実施、推進する中で、本市林業の取組事例として、周知してまいりたいというふうに考えております。

木材の価格の低迷につきましては、宿毛市の木材だけ高く買ってもらうというのも非常に難しいとも思いますし、また、もう少し広い視野で、しっかりとした取り組みをしていかなければならない、大きな課題だなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

自伐林業の育成は、林業基盤について非常に重要なものになると思っております。

特に、芳奈地区というのは、地域の協力体制もあって、自伐林業の適地ではないかと思えます。道も近い、製材も近いですね。ぜひここで、ひとつ宿毛の成功事例をつくっていただいて、県のトップ地区というか、そんな感じにしてい

ただくとうれいすね。

ここならできるといふ評価も聞いていますから、ぜひここで成功事例をつくっていただければと思っています。

なかなか木材価格を上げるのは難しいかと思ひます。ただ、県、国の助成金を利用し、さらに宿毛が助成するなどして、地域産材の建築で安く建てられるといふような取り組みが、ひょっとしたらちょっとずつ消費を上げていくといふ可能性もなきにしもあらずと思ひます。今は難しいのかもしれない。

そこで、次の話があります。

実は、韓国釜山との交易について、チャンスが今来てますよといふ話を紹介しておきたいと思ひます。

20年来、幡多と釜山の教員たちの交流は続ひています。釜山の先生より、シックハウスの子供たちを幡多ヒノキで救いたいといふ話がありました。昨年10月に釜山に招かれ、日本にも会社を持つ韓国トップ企業、東洋特殊木材の社長と懇談しました。

ビデオも、ひょっとしたら見てくれていると思ひうんですけれども。

社長は、月に2,000立米の幡多ヒノキを取引したいんですと。すぐに高知県庁に、その後1カ月ぐらひに行きました。話はまだとまったままなんです。

県からも、東洋特殊木材からも、結びつける手だてを求められている状況です。社長との懇談は、見ていただいたと思ひます。

市長に伺ひます。宿毛の林業再生と、釜山の子供の救済、人道的なつながりで前に進められないか、と考えています。

釜山からの幡多ヒノキの要請を、宿毛の林業振興に結びつける可能性について、市長はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このことにつきましては、今まで承知をしていなかった件でございますので、この場で具体的なお話ができる状況ではございませんが、先ほど今城議員言われましたように、もともと教員同士のつながりといふことで、何をやってもそうなるといふふうに、私は感じているところでございますが、やはり人と人のつながり、そこからいろいろなものが生まれてくるんだらうといふふうに思ひます。

せつかくの縁でもありますので、また県のほうにも情報の収集をいたしまして、どういふふうな対応ができるのか、また模索をしていきたいといふふうに思っております。

ただ、大きい話でありますので、宿毛市だけの話といふことではないといふふうには感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そのとおりでと思ひます。私たちが驚きました。

宿毛の業者にも、何件か聞いて、こんな話がありますよといふことでもありますが、これはすごい話だけれど、今まで、海外と業者間でやったときに、だまされたことがある、といふような話があつて、二の足を踏んでいます。

台湾に送った物が中国に回されて、お金が入ってこなかったとか、あるいは県のほうの心配としては、安い集成材になって日本に返ってくる、こゝういふ事例があります。そうすると、結果的には、日本の林業自体を脅かす、こゝういふことで、じっくり、もしよければ、市と市が関与して、しっかり育てていけないかといふような話だったと思ひます。

ですから、大事なことは、市内の業者の要求の集約、どんなレベルでの、金額での取引なら

できるのかとか、いろいろあると思います。どのペースなら出せるとか。

市内業者の要求の集約、それから東洋特殊木材の要求も、当然あると思います。まず宿毛市内の集約を、市のほうである程度していただいて、呼べばすぐ来てくれると思います。取り次ぎもできると思います。

それから、去年行ったときにかかわってくれた方が、教員関係が結びつけてくれましたので、韓国でも本当に著名な日本語教師がついてくれましたので、スムーズに意思が伝わったということがありますので、その方もすごく気にしています。あの話はどうなったのでしょうかということですので、もしその取り組みが、第一ステップが行われるとしましたら、また声をかけていただければと思います。すぐ来てくれるはずです。

さらに、県と自治体間の協力で、両国都市間協定を結んで、釜山の学校とか図書館とか、公共施設の建築を幡多の木材で建てる。実はもう、そんなのが欲しいということなんです。日本の建築を見に来ています。ですから、県が当然入っていくことになると思いますが、コンクリートで建てる物と同等の物で、もっといいものをできますよだとかということで、助成も含めながら、県と幡多の自治体でアピールしていったら、もし小さなもので、保育園でも建つとか、あるいは、よければ図書館でも建つとか、そんなような企画ができるとしたら、そしてこの社長のやっている企画というのは、かなり大きな仕事もやっていますから、恐らくそこに加わって、一緒にやってくれるという関係が生まれると思います。

業者がつながっていけば、一気に宿毛の林業発展の加速が、そんな可能性も出てくるんじゃないかという希望も持っています。

基本的には、人道的なお互いの支援、こちら

は相手のシックハウスの子供たちを救うために。そして向こうは、こちらの林業をきちっと育ててくれるため、そういう協定があれば、恐らく一歩ずつできるところから進むんじゃないかと思っています。

さらに、宿毛湾で交易ともなれば、農林水産品、その他観光、さまざまな方面での波及効果が生まれる可能性が出てきます。

九州に貿易埠頭を持っている会社ですので、こっちに寄ってということも可能になると思います。

この件につきまして、何かコメントがあればお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重なりますが、県のほうとも情報交換をしながら、取り組んでいきたい、また調べていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ぜひ前向きにお願いします。

それでは、続いてPFIの件に移りたいと思います。

おととしの3月議会で、宿毛小中学校PFI事業が提案され、アドバイザー予算が可決、それ以来、高層階合築校舎の案で話が進められてきました。

これは、松田川小学校の統合による国庫補助の活用が前提だったということだと思います。

統合の決定も、まだできていないのに、計画予算が承認されたというのは、道理が違うのかなと思ったりもしますが、これまでの経緯について、不明な部分を伺っていききたいと思います。

まず、市長に伺います。

PFI開示文書で、アドバイザーが黒塗りに

なっている理由をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

有識者会議の議事録の非公開情報についての御質問だというふうに思います。

有識者会議に登場するアドバイザーとは、宿毛市と官民連携アドバイザー業務の委託契約を締結しているアドバイザーでありまして、こちらは公表している情報ではありませんので、宿毛市情報公開条例第6条第2条の規定に基づき、非公開ということになっているというところがございます。その部分が黒塗りになっているというところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 非公開条例であります。建通新聞に2017年から載っています。それから、その下、2018年10月の分も載っています。

まだまだ出てくると思いますが、入札情報は建通新聞にどんどん出てきますので、わかるんですね。

公になっている情報は、非開示情報ではないということですよ。

GPMO、間違いありませんね、アドバイザー、確認したいと思います。

GPMO、大丈夫ですかね。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と重なる部分がございますが、改めて非公開情報についての質問でございます。

先ほどお話があった建通新聞の公表は、平成29年度に実施をしたPFI調査研究アドバイザー業務、いわゆるPFI可能性調査業務の委託先が、株式会社GPMOに決定したという内容の記事ではないかというふうに思っております。

す。

その上で、先ほどと重なりますが、有識者会議に登場するアドバイザーとは、宿毛市と官民連携アドバイザー業務の委託契約を締結しているアドバイザーでありまして、こちらは公表している情報ではありません。そういうふうな形で、違ったものとなっておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 建通新聞、2018年10月12日、ここでもアドバイザー業務は、GPMO、それから古森弘一建築設計事務所、それからグローバル法律事務所と書かれています。

それから、公募の募集要項、その中にも出てきます。だから開示情報を伏せるということはおかしいんです。開示情報を伏せるということは、人によって出すものを変えるということですから、絶対、行政がしてはならないことです。ですから開いてください、ということになります。

ここで大事なことなんです、中立の立場となるべきアドバイザー、つまり審判役が覆面をしているということです。覆面審判ということです。これはいただけないと思うんです。

一昨年春に、松田川小学校の校長がかわり、統合話が具体的にってきます。つまり、アドバイザーの予算がついた段階で校長がかわったのです。関係ないかもしれませんが、それと重なります。

そして、そこから具体的に統合の話が現場におりてきます。そして、一昨年7月、ここでGPMOがアドバイザーに入ってきます。

この前に、自分も話があったということ、情報を聞きました。こんな話を聞きました。

一昨年春、高松の業者が宿毛に来て、大き

な仕事が入ったので下請を探していると言っていましたよ。大丈夫かという話になります。

ここは憶測ですけれども。高松の業者が、GPMOがアドバイザーに入って、大きな仕事が入った。下請を探している。これがもし重なるとしたら、ちょっといけないよねということになるわけです。そうじゃないかもしれませんが。

ということで、疑問点を洗い出していきたいと思っております。

一昨年の7月にGPMOがアドバイザーに決定、そして去年の5月から、PFI事業者選定に向けた作業が始まります。そして11月に公募、ことし1月末、公募した2つのグループの事業提案を受けて、選定委員会が投票、そして山幸建設グループが優先業者となった。3月議会承認を経て、契約締結を行った。

30年間にわたるPFI事業アドバイザーも、継続してGPMO、古森弘一建築設計事務所、グローバル法律事務所が行う。これでよろしいですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えするに当たって、まず担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが。

まず、最初の建通新聞につきましては、担当のほうで建通新聞のほうにも確認をしているということでもございますし、また時系列を淡々と言われましたので、全て正しいかどうか、この場で一つ一つチェックができないところでもございます。

それから、あと、憶測の話が出てきております。高松の業者がどうのこうのとかいう話、全くわかりませんので、憶測のことにしましては、コメントを差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、今城議員の御質問にお答えします。

先ほどの建通新聞の掲載に関しましては、私どもが確認したところでは、建通新聞に掲載された内容については、平成29年度に実施をしましたPFIの、先ほど市長が御説明申し上げました調査研究アドバイザー事業、これについて掲載された。

今回、非公開とさせていただいた部分については、有識者会議での議事録でございます、これについては、繰り返しになりますが、宿毛市の情報公開条例に基づいて判断をしまして、非公開とさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 一点、今城議員に申し上げます。

憶測、伝聞の話は、この場では出さないようにお願いいたします。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 憶測では、私が聞いた事実ですので、それは憶測ではないのですが、そうであったとしたらということですから。

30年以後、これは契約書にありますから、GPMOが入っていると。これは間違いのない事実です。これはアドバイザーとして中立的ではないと考えています。

次に、選定委員会、有識者会議の議事録は、さっき、このように真っ黒です。全く内容が見えません。

2つの業者の評価がなされていると思いますが、どんな建物について、どういう論議がされたのか、全く見えない。開示資料が検証に値しない資料になっているということは、問題です。

そこで市長に質問します。

両方の建物の概要は、もうありませんので、

片方、山幸建設はわかっていますので、もう1社、次点グループの建築概要、簡単でいいです。別に著作権に値するものではないです。何階建て、何棟。鉄筋か木造か、それぐらいでいいですので、教えてください。詳しく言えるんだしたら、言ってくださったらありがたいです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

それから、先ほどの議員の質問の中で、アドバイザーは中立ではないというお話でしたが、中立でありますので、その点については、私どもはそのようには思っておりません。

それから、憶測の話、聞いたのが事実と言いますが、聞いたことは事実かもしれませんが、聞いている内容が事実かどうかということをしつかりと吟味して話をさせていただかなければ、ここは議場の場でありますので、その点については少し違うのではないかなというふうに感じました。

これまでも、先ほどの質問に対しましては、議会でも何度もお答えをさせていただいておりますが、落選したグループには、事前に公開することを了承していただいていたために、企画提案につきましては、著作権にかかわるものになりますので、公開することはできないというところでございます。

両グループの提案の比較ということでありましたら、平成31年2月26日に、審査公表資料を公表をしておりますので、こちらのほうを参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ふっかけ話は余りしてもしょうがないので。

そしたら、次点グループの建物、鉄筋コンクリート5階建てコの字型と聞いております。い

かがでしょうか。どうですか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 繰り返しになりますが、答えられませんという話を答弁させていただいておりますので、その点についても、答えられません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 次点グループは、建設過程でも学校の意見を聞き取り、改善してきたと聞きます。

山幸建設グループは、木造2階建て3棟、そして4階建て1棟。こちらは、企画提案書の提出締切の1月18日に間に合わず、プレゼンテーションにやっと間に合わせたと聞きます。

山幸建設グループは、締め切り日に間に合わなかったというのは、間違いありませんか。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 再開いたします。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

聞き取りの段階で聞いていませんでしたので、細かい話については、確認をさせていただきます。

企画提案書については、おくれてないということでございます。

それから、相手方の話、先ほどから答弁できないという説明をずっとさせていただいております。そのことを、相手方のことはこうだということをお場で言われて、質問に使われても、私としては答弁ができないということでございますので、その点については御了承願いたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 不明な部分を聞きたいということで、質問をしているわけです。ですから、市長の立場として答えられなかったら答えられない、そうだとはいえそう、違うといえ違う、そういう形で答えてくれるといいと思います。

一応、私が持った情報で質問している。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（野々下昌文君） 再開いたします。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） おくれたかどうかということなんです。おくれていけば、大変心配ですよということだというだし、おくれたとしたら、当然、待っていただくというようなこともあるかもしれないと思ってね。待っていただいた、協議の上、両業者さん了承の上、そこで進んだということはあるかもしれません。

それが本当かなという確認で言いました。

そういうことですが、教育長に伺いましょうか。

PFI建設に当たり、高知県教育委員会や文部科学省と意見交換、ここまでしてきたでしょうか。それとも、今後していくつもりはございますか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛小中学校の建設に当たって、文部科学省及び高知県等と協議したかということでございますけれども、宿毛市における小中学校整備事業につきましては、文部科学省所管の負担金及び交付金を活用することといたしております。

高知県教育委員会、もちろん文部科学省もそうですけれども、負担金等の活用にあたりまして、内容の確認を行ったり、毎年行っている負担金等の計画書の提出などの事務手続は行っております。

しかしながら、県の教育委員会等が、市町村が建設する学校施設について、その内容が適切なものであるかどうか等の指導や助言を行うことはございません。

そういったことで、宿毛小中学校の校舎の配置でありますとか、建設内容等について、今後相談等を行うことは予定をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 高知県初の公立学校建設ということで、何かと、今までと違うことがあったので、ぜひ意見交換しながら、こういうときにはどうしたらいいかというようなこともしていただきたいと思います。

実は、山幸建設グループの2階建ての案が採用されたのを知ったときに、松田川小学校の現場では、今までの話は何だったのかと、そういう怒りの声が出ました。

そこで市長に聞きます。選定委員の構成は、宿毛小中学校2名の校長、副市長初め市職員5名の構成でありました。

松田川小学校の校長、保護者、地区住民の代表をなぜ入れなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

学校長につきましては、実際に学校を使用される教職員の考えも必要と考えまして、小学校、中学校それぞれを代表として1名ずつ選んだものとなっております。

なお、募集を開始するまでの要求水準書作成段階における検討委員会の場には、松田川小学校も含めた3校の教職員や、PTA役員にも同席をしていただきまして、それぞれの教職員や保護者からの意見をくみ上げてもらっております。

また、地域の住民の意見は、契約後にワークショップを開催し、宿毛小中学校にかかわりのある地区長等に参加をしてもらい、意見の聞き取りをしているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 要求水準書というのは、言葉ですよ。言葉でつくったものです。図面が出て、具体的なものが見えてきて、イメージができる。そこで、こっちのほうがいいんじゃないかというのが当然出てくるわけですよ。そのときになって初めて見えてくる。

ですから、違法とかそういう話ではありません。なぜ入れなかったのでしょうか、入れるべきだったんじゃないですかという意見であります。

これは、私から言えば、当事者の排除の問題です。行政決定における当事者の排除、これは正当な自治行政とはいえないのではないかと思います。

次に移ります。

優先業者決定後の2月末に、突然に東京のフージャースグループがSPCに入り、協力企業として大阪の石本建築事務所、それから高松の合田工務店が公表されました。

その参加経緯の説明を求めます。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

当事者の排除というお話ありましたが、全く

そのようには考えておりませんし、しっかりと御意見も聞かさせていただきますし、また、当事者というのがどこまでの範囲を当事者というふうに考えられているのかなというの、少し疑問に思いました。

それから、先ほどの質問に対する答弁でございますが、さきの6月議会の山戸議員の一般質問でも答弁したものでございまして、全く同じ内容にはなりますが、県外事業者は企画提案時には、第三企業といたしまして、山幸建設グループにもともと参画をしておりました。そして、SPCのサポート・バックアップをするという位置づけでございました。

優先交渉権者決定後の契約交渉をしていく中で、PFI事業の経験値の高いフージャースグループが構成企業に、石本建築事務所、合田工務店が協力企業になったものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 行政決定行為が外から見えないというのは、非常に困ったもので、いつ入ってきたかという確認をしたいんですが。

フージャースグループ3社ですよ。これは第三者企業として入ってきたのか。それから、石本建築事務所と合田工務店は、これは協力企業ですから、11月の段階の公募に入ってきたということですね。

そして、フージャースグループは、第三者企業ですか。ということは、1月18日の企画案提出のときに書かれてきた、そこまでの締切の中で書かれてきたということですかね。そこを確認したいと思います。提出期限が違うと思いますので。どこの段階で入ってきたのかということです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 現在、確認中でございますが、担当課長のほうから答えさせていただきます。

きます。

今、一つ一つ日にちをいっていますので、しっかりと確認をさせていただきますので。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、今城議員の質問にお答えします。

先ほどの、いつの段階でフージャースグループ、合田工務店、石本建築事務所がSPCの中に参入してきたのかという御質問かと思えます。

11月の企画提案時には、このグループについては、第三者企業として参画をしていただいております。その後、優先交渉権者が決定をした後に、SPCの協力企業、それから構成企業として位置づけをされたものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 協力企業というのは、構成企業と同時に募集がかかっていると思いますから、資格審査があったと思います。

第三者企業は、ちょっと不明です。

この形を見ると、構成企業、または協力企業から業務を請け負う企業等とすると書かれていますので、実は、この第三者企業にフージャースグループが入ってきたと。いわゆる下請に見えますよね、第三者企業。けれども、これがSPCという管理会社に入ってきた。つまり野球でいえば監督にあがってきたということになります。

ここで聞きます。

選定委員会の中で、選定委員がこれらの業者を掌握できた段階で、業者の存在を確認をしながら選定、投票はされたのかということを知りたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今、確認をしましたが、選定委員会の中で、選定委員の皆さんは、構成については承知をしていたということござい

ます。私自身も入っていないので、確認をとらないといけない案件ではあります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 検証については大事なことです。どのように見れた段階で選定委員が投票できたかということは非常に重要だと思いますので、選定委員に配られた業者の名簿、山幸グループの中に入っていると思います。どの形で、どこに入っているか、これを開示していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、ほかにも出てきたと思いますが、心配なのは入ってきた業者のこれまでのことです。インターネットで見ると、フージャースグループは大きな会社です。東証一部に出ています。

心配なのは、各地で住民争議を起こしている事実が出てきます。特に10年ぐらい前のがよく出てきます。今はちょっと形を変えたのかも知れませんが。

それから、合田工務店、これは森田社長ですが、百十四銀行セクハラ接待事件で、これも大きく出てきます。去年11月に、高松商工会副会頭を辞任している。こういうことで、関係ないと言えば関係ないんですけども、社風は注意を要するのではないかと思います。

市長は、これらの情報、あるいは執行部はこれらの情報を知っておられたのでしょうか。そして、アドバイザーはこれらの業者について、どう評価されていたのか、そんなことの情報がありましたら、お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

関連質問ということで、引っ張られてこれら

については、自分も詳しいことは承知をしております。事前に言っていただければ、また確認をとったところでもございます。

ただ、インターネット情報のお話をされると、インターネットの情報というのは、議員も御承知のように、全てが事実ではございませんし、私自身も、非常にインターネット情報というのは信頼をしていないところでございます。だから、確認をするのであれば、インターネット情報を見るのではなくて、しっかりとした方法で確認をさせていただきたいというふうに思っております。

そういう状況でございますので、この件についてはコメントは差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 合田工務店の場合は、日本経済新聞とか、財界展望とか、それからフージャースの場合は、アクセスジャーナル、週刊誌ですね。経済系のものです。それから、テレビでも出てきます、仙台で住民闘争が起こっている。ニュースが出てきます。NHKが放映しているものとか、ここでこういう訴訟が起きました。やっぱり、各地で訴訟、あるいは訴訟じゃなくともトラブルを起こしているという事例がありますので、一応、情報として持ってくださいということで、市民もしっかりその点を注意しながら、今後、やっていっていただきたいということになります。

ここで、心配になるのが、フージャースグループが入っていた。そこに入っていたのは第三企業で、本当にお手伝いをするような感覚で見えてしまう第三企業の中に名を連ねている。

実は、30年間の経営の計画とか、運営とかの主体をなす会社になっていった。これは間違いないんだと思いますが、……………

……………（発言一部取り消し）……………

だから、その前に、こういうことも含めて、大丈夫かというチェック、それからアドバイザーと、協力企業、どうなんですかという論議がなされている、必要はなかったのか、そういう感想なんですね。

情報を見えなくしたのは誰の責任なのか。執行部なのか、アドバイザー判断か、というのはちょっとあれなんですけれども。まあ言ったら、市役所の建物の開示、全面開示しましたよね。だから、あのぐらいの情報が市民には開かれるべきじゃなかったかなということなんです。これが正当か不当かということは、市民も判断して、安心して市政を見守ることができる、そういう状況をつくる必要があるかと思えます。

当事者や市民からの不満が出る理由というのは、行政決定において当事者制を排除したこと。情報の不透明さに尽きると思えます。

P F Iにおいて、これまでの経緯は明らかに幾つかの課題があったと考えます。

私や、同僚の経験からいうと、学校建設の際は、教員と保護者は行政と手を取り合って要求を形にしてきました。本当に、途中で設計、こここうしたらいいのにな。宿毛市教育委員会も協力していただきながら、現実、形にしてきました。

今回、余りにも内実が不透明です。ひど過ぎるというのが私の感想です。それはルールかどうかというよりも、学校建設に当たっての要求を盛り上げて、形にするという営みについては、非常にひど過ぎるというのが、私の実感です。

3月26日に公正取引委員会に申告して受理されています。初めは、2カ月ほどで結果が出るでしょう。不正かどうかだけですから、出るでしょうということですが、まだ続いています。5カ月が過ぎました。（発言一部取り消し）

……（発言一部取り消し）……

ここで市長に聞きます。公正取引委員会は市に調査に来たのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これは通告にありましたが、通告のときに、私、初めて聞いた話でございます。

ただいまの発言につきましては、非常に、市民に無用な憶測を呼ぶ、いささか不本意な、不適當なものではないかというふうに思っております。

議場でもありますので、特に、まだ続いているとか、……（発言一部取り消し）……その事実確認を少し、もしよろしければさせていただきますかと思っております。

ちなみに、市のほうに調査が入ったりとか、そういう話は、自分たちは聞いたということは全くございません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 今城議員に申し上げます。根拠のない話はしないようお願いいたします。議場でございます。

1 番今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） 根拠はないことではないので、言っております。当然、誰から確認したのかというと、情報の秘匿に当たりますので、それは言いませんが、そういうことです。

私が申告しましたので、流れもわかっています。

そういうことですが、P F I の経過を見ていくと、一昨年 3 月議会の提案で、本契約までのデザインは完全にでき上がっていて、出口も決まっていた。予算がつけられとまらない。教育現場は、その計画の中で踊らされたという感が、私はぬぐえません。

提案の時点で、心の中では業者も決めていた

ということではないと信じたいわけです。ですから、情報を開示していただきたいということがあるんです。そうではないですよという情報が欲しい。

公正取引委員会の調査が長引いているというのは、不正かどうかという話ではなくて、はっきりしない部分があるということになるんだと思います。

だから、決着はまだつけられない状態。しっかりした情報公開で、健全な市政運営を行っていただきたいというのが、私の願いであります。

何かこの件で意見がありましたら、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私たちはしっかりと、不正もなくやっております。

その上で、議場の場において、議員の皆様方に聞きたいと思っておりますが、公正取引委員会がまだ調査をしているとか、……（発言一部取り消し）……そういうお話を、自分はわかっているんだということで、議員の方が発言されておりますが、それでよろしいのでしょうか。

また、先ほど、企業、これから自分たちも一緒になって取り組む小学校の建物を建設していかないといけない企業に対して、……という表現をされております。その点については、議長の方で整理をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前 11 時 55 分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

ただいまの今城 隆君の発言のうち、不穏当と思われる部分につきましては、後刻、速記を調査の上、処置することにいたします。

一般質問を続けます。

1 番今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） ちょうどPFIの話がそこで終わったところでして、ちょっと挑発的なところを、あえてしていきながら、そう見えてしまうような筋書きもできてしまいますよという心配という意味で、ちょっとテクニックを、挑発的に言っていましたので、失礼した。

そこにかかってないのかなと思ながらも、かかってしまったかもしれません。けど、この件につきましては、これはもう間違いなく正当にやっているという線をどんどん出していただければ、私たちは安心して応援していけるということになりますので、ぜひお願いしたいと思います。

もっと開くべきところはまだあるはずなんです。専門家にも伺ったところ、ここの部分は個人情報にも当たりませんよねというようなところもあったと思いますので、少しずつでも開けていけばいいと思います。

最後に、高齢者安心世帯の見守りについて、お伺いします。

宿毛市の高齢者、特に単身世帯について、世帯数はどのようにになっているか。また状況をどのように把握しているか、市長にお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、公表できるものについては、しっかりと公表をするという考え方は、当然持っておりますし、またこれからもいろいろな研究も

しますし、議員のほうからもまた御指摘もいただく中で、できるだけものを公表していきたいというふうに考えているところでございます。

高齢者の状況につきましては、各地域で活動をいただいております民生委員により、地域を回っていただき、把握しております。

その集約を、毎年12月末に行っておりまして、平成30年12月末現在の数値になりますが、高齢単身世帯は1,038世帯となっております。

また、高齢者のみの単身以外の世帯は、790世帯となっており、合わせますと1,828世帯が高齢者のみの世帯となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1 番今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） ということは、ほぼ100%を掌握ができているという感じと捉えましたがけれども、ある意味では、単身高齢者という線で、100%補足されて、名簿化されているのではないかと感じました。

行政サービスなどを利用されていない方も、地域の見守りによって、必要なときに支援を差し伸べられる状態にあるということが、理想ではないかと思えます。

今回、私が相談を受けた、当事者からの相談と、それから地域で、個人として気遣いながらかかわってくれている方からの話では、困ったときに、その人がみずから相談できる人を探しているという状態。そして、その方が支援先につながられる態勢が必要じゃないかということでした。

その支援している方の話で、かつて気にかけて、時々声をかけて回っていた方の家に行ったときに、倒れていた。そのまま、結局元気にならず亡くなってしまったということ、切実に語っておりました。

定期的に電話をするなどして、安否確認などをすることも大事な事ではないかという指摘を受けています。

そこでお伺いします。地域行政連携による見守りの体制はどのようになっているのだろうか。それから、地域独自の自治的な取り組みによって、支援を行っているような事例がありましたら、ぜひ御紹介ください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

介護などの支援が必要と思われる高齢者について、要介護認定を受け、必要に応じた介護サービスを利用しているところがございます。

介護認定を受けるまでにはいかないまでも、見守りなどが必要な方についての支援といたしまして、行政などが主体となって取り組んでおります主なものといたしましては、気になる高齢者世帯に対しては、保健師や地域包括支援センターの職員が連携のもと、必要に応じた訪問活動を行っているところがございます。

また、地域の集いの場として設置しておりますあつたかふれあいセンターにおいては、集いの場を提供するとともに、御家族や知人から相談のあった方につきまして、随時、訪問を行うなどしているところでもございます。

食の自立支援事業といたしまして行っております配食サービスでは、料理等が困難で、食生活に不安のある方に対しまして、お弁当の配達を行い、その際、安否確認などを行っている、そういった状況でございます。

地域の方々が主体となって取り組んでいただいているものといたしましては、元気な高齢者が虚弱にならず、虚弱な高齢者が元気になることを目的といたしまして、住民主体で行ういきいき百歳体操の取り組みは、現在、47カ所で開催していただいております、調理を伴った

交流促進の取り組みである地域元気クラブは、28地区で実施されております。

この自主的な取り組みに、できる限り地域でも声かけ、誘い合いをしていただいておりますので、介護予防と地域連携を促進させるためにも、今後も活動をしてくれる、そういった地域をふやしていきたい、そのように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者の方々が孤立することがないように、また行政や地域の見守りなどの支援が全く届かないということがないように、引き続き、地域の中で相談できる存在としての、民生委員や地区長にも御協力をいただき、可能な限り、地域で支援体制をとっていただきながら、社会福祉協議会などの各種団体と行政が連携した見守りの取り組みを継続してまいりたいと、そのように考えております。

各種団体と、しっかりと自分たちも意見交換をして、いろいろな問題があれば、取り組んで行く、そういった体制を引き続き構築していきたい、そのように思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 自分の知らなかったことも、行政としては当然のことだと思いますが、知らなかったこともあります。

まちの中で孤立している単身高齢者、あるいは山村の一軒家の家庭、鶴来島のような島民みんなで手助けしながら、気づかいながら生活していますが、5年もたてば、ちょっとこれは続けられるかという心配のところ、地域によってさまざまな支援の形に違いがあるんだと思います。

今回伺った事例を参考にして、またみんなで一緒に考えて、次回の質問につなげたいと思います。

今回はどうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時30分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10番、通告に従いまして、一般質問を始めます。

初めに、1番として、中心市街地の活性化についてお伺いをいたします。

(1)として、スマートウェルネスシティによるまちづくりについて。

現在、全国の自治体において、来るべき超高齢化社会に備えたスマートウェルネスシティという手法によるまちづくりが進められています。

これは、生活習慣病や寝たきりを予防し、市民個々が、健康で生きがいを持って、安心安全で、豊かな生活ができるまちづくりを目指す取り組みで、例えばその先進地である新潟県見附市においては、スマートウェルネスシティを、市の総合計画に位置づける中で、各種施策を実施しております。具体的には、市民の歩く習慣の醸成を図るため、歩道や自転車々の整備充実を図るとともに、中心市街地にある廃業した大規模商業施設をリニューアルし、運動器具などを備えた健康運動教室として活用したり、同じく中心市街地にあった既存の老人施設跡地に、老若男女が楽しめるコミュニティー温泉を整備するなど、市民の健康増進だけではなく、中心市街地のにぎわいづくりにも貢献しております。

これは、中心市街地を自動車以外の手段、つまり歩いたり自転車で移動したりすることが楽

しいエリアとして整備することで、市民の健康を増進し、同時にまちのにぎわいをつくる手法ではないかと考えています。

本市においても、超高齢化社会への対応は喫緊の課題であるほか、特定健診の受診率の低さなど、中高年の健康意識の向上も、大きな課題となっております。

また、市民の健康増進を図ることを目的の一つとして、自転車のまちづくりに積極的に取り組んでいるが、このようなスマートウェルネスシティの取り組みは、大いに参考になるのではないかと思います。

そこで1点目、このようなスマートウェルネスシティによるまちづくりを、現在、見直しが行われている振興計画や都市計画マスタープランの中で検討するつもりはないのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

スマートウェルネスシティによるまちづくりについての一般質問でございます。

スマートウェルネスシティにつきましては、岡崎議員からも御紹介いただきましたが、少子高齢化、そして人口減少が急速に進む中、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するために、身体面の健康だけではなくて、人生が生きがいを感じ、そして安心安全で、豊かな生活がおくれるまちづくりを目指す取り組みでございます。

本市におきましても、宿毛市振興計画におきまして、8つの施策の大綱を定め、その一つの健康で明るい毎日がおくれるまちに基づき、市民の健康増進のため、第7期介護保険事業計画や、高齢者保健福祉計画、健康増進計画を策定する中で、介護予防や生活習慣病予防のための健康増進事業を進めているところでございます。

現在、広く普及していますのは、生活に必要な

な体や口腔筋肉を育てるいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操が、高齢者を中心として行われておりまして、各地区のコミュニティーの活性化にも、一役をかつているところでもございます。

また、ウォーキングにつきましては、心肺機能や骨の強化、高血圧の改善などに効果があり、健康的な生活をおくるために、簡単に取り組める、そういった運動でございます。

本市でも健康フェスや、産業祭での健康イベント、各地区へ出向いた運動教室等を開催する中で、正しいウォーキングの仕方やラジオ体操をPRしており、多くの場所で、市民の方々がウォーキングをされているところを見受けられるようになってきたというふうに思っております。

さらに、本市では、昨年度、自転車を活用したまちづくり計画を策定し、議員からも御紹介いただいたところでございます。

今後は、市民の健康増進のため、自転車を活用していくこととしているところでもございます。

このスマートウェルネスシティの基本理念、考え方につきましては、まちづくりを進めるに当たって重要であると、そのように考えており、同様の方向性を、宿毛市振興計画で定め、現在、取り組みを進めているところでございます。

岡崎議員から御提案いただきました次期宿毛市振興計画や、都市計画マスタープランでの検討につきましては、両計画とも、今年度、来年度の2カ年をかけて策定する予定としておりますので、重要性も認識をし、また同一方向での取り組みを進めている中で、どのような位置づけができるのか、今後、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長のほうから答弁がありました、本年度、来年度をかけて、振興計画や都市計画マスタープランの中で、どのように入れることができるのか、検討するというところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、2点目として、その手始めとして、庁舎移転後の現庁舎を、運動器具などを備え、健康、医療、福祉、介護などの情報提供や、健康相談、健康教室を随時行う市民の健康増進の拠点として整備することは効果的ではないかと考えるが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現庁舎を市民の健康増進の拠点といたしまして、整備してはどうかという御質問でございます。

住民の健康増進のための施設として、市町村保健センターを整備している自治体は多くあるところでございます。しかしながら、本市では、過去に市町村保健センター建設に向け、さまざまな検討を行ってまいりましたが、建設には至らなかった、そういった経緯がございます。

新庁舎建設後の現庁舎の利活用につきましては、幅広く市民の皆様からの御意見をいただき、検討をしていく予定としているところでございますが、質問議員からの御提案いただきました健康増進の拠点としての活用方法につきましては、健康面のみならず、地域の皆さんが集うことができる拠点としても活用することによりまして、本市のにぎわいづくり、また生きがいくくりにも、大変有効ではないかというふうに考えるところでもございますので、一つの活用方策といたしまして、今後、検討を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 現庁舎については、いろいろと活用方法があるかと思えますけれども、いろいろな方の御意見を聞く中で、よりよい活用方法を決めていただきたいと思いますので、そのようによろしく願いいたします。

次に、奥谷美術館の建設について、お伺いをいたします。

本議会において、奥谷美術館の建設を進める会より、奥谷美術館の建設推進について、賛同する署名が9,619名の方々からいただきました。

平成30年5月に、奥谷画伯文化勲章受賞記念展を開催したときには、多くの来場者があり、隣接の林邸や宿毛歴史館への波及効果があったとお聞きをしております。

奥谷美術館は交流人口の拡大や、地域活性化の面でも大きな効果が見込まれると思います。

そこで市長にお伺いをいたします。

9,619名の署名を受けての市長の思いや、考えがありましたら、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

御質問がありましたように、去る9月2日、奥谷美術館の建設を進める会より、奥谷美術館の建設を望む9,619名の方々からの署名を添えての陳情を受けたところでございます。

この数は、林邸の改修要望の際の署名数よりも多く、私といたしましても、重く受けとめているところでございます。

本市の名誉市民でもあります奥谷先生につきましては、御存じのとおり、平成29年11月に、高知県下で2人目となる文化勲章を受章されたところでございます。

その後、平成30年3月には、高知県名誉県民として顕彰され、記念行事が開催されると

もに、本市におきましても、同年5月に受章記念展を開催したところ、1,700名を超える多くの方々に御来場いただきました。

さらに、奥谷先生の御功績の顕彰や、記念施設の整備について、これまで高知県議会や宿毛市議会でも、一般質問として取り上げられてきた、そういった経緯もございます。

こうした中で、奥谷美術館の建設が多くの方々の賛同を得たということは、本市だけではなく、高知県西部における芸術文化の振興を初め、交流人口の拡大や、地域の活性化等の面におきましても、大変意義のある、そういった大きな一歩だというふうに認識をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長より答弁がありました。市長としても、9,619名の署名を重く受けとめているということでしたが、今後、奥谷美術館建設に向けて、どのように対応していくのか、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

建設に向けましては、本市の単独財源での実現は困難であるというふうに考えているところでもございます。

先ほども申しましたとおり、奥谷美術館は本市だけではなく、高知県西部の芸術文化環境や、地域振興等にも大きく寄与するものであり、また、さらに奥谷先生が高知県下で2人目となる文化勲章受章者という点を考慮しましても、県との連携が何よりも必要だと、そのように考えておりますので、立地場所や建設費、維持管理費等を含めた諸課題について、県と協議を深める中で、取り組みを進めていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど市長より答弁がございました。県と連携をして、また県と協議をしていくということでございますので、しっかりと県のほうと協議をしていただいて、できれば立派な奥谷美術館を建設できるように努力していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3歳児の視覚検査について、お伺いをいたします。

平成29年4月7日、厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課から、各都道府県母子健診所管部宛に事務連絡がありました。3歳児健康診査における視力検査の実施についてという文書であります。

子供の目の機能は、生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において、強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に治療がおくれ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています、と説明の後、市町村において視力検査が適切に実施されるよう、都道府県の支援を依頼するものであります。

依頼内容としては、1点目として、3歳児健康診査を実施する幼児の保護者に対し、子供の目の機能は6歳までにほぼ完成するため、3歳児健康診査において異常が見逃されると治療がおくれ、十分な視力が得られないことがあることを周知すること。

2点目として、月齢によっては、ランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において、視力検査を適切に実施することができたか、保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった受診児に対しては、必ず3歳児健康診査の会場において、視力検査を実施すること。

3点目として、0.5の視標が正しく見えな

かった受診児、及び視力検査を実施することがなかった受診児については、その保護者に対して、眼科医療機関の受診を勧めること。

4点目として、3により眼科医治療機関の受診を勧めた場合には、受診結果について、保護者に確認すること、というものでございます。

弱視は、3歳児視覚検査で発見されれば、治療によっては十分な改善が見込まれています。これらの弱視は、子供の50人に1人と、高い頻度で見られると言われております。

3歳児健康診査で目の異常が見つかった場合、治療により視力の回復が期待できますが、6歳以降になると回復が困難になります。

見る力が発達する乳幼児期に治療することが重要で、3歳児健康診査の視覚検査は大きな節目になります。弱視の子供は、生まれたときから、あるいはごく小さいときから同じ状態なので、言葉がしゃべれるようになっても、自分の異常には気づきません。

保護者や保育園、幼稚園の大人など、周りが気づかなければ見逃されてしまうこととなります。

検査は、全国的に同じ様式で行っているところが多いかと思われま

す。第1段階の検査は、普通、家庭で行います。

子供が正しく答えられるかどうかは、保護者のやり方によっては、漏れが出る可能性があります。本市の3歳児の視覚検査の現状はどうなっているのか、お伺いをいたします。

本市において、3歳児健康診査時の視覚検査の方法はどのように行っているのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

3歳児健康診査は、知的能力障害、脳性麻痺、斜視、視力障害、聴覚障害等を早期発見し、早期治療に結びつけることなどを目的に、各市町

村で実施されておりまして、本市では3歳1カ月から2カ月児の時期に実施をし、4歳になる前日まで、受診対象としているところでございます。

本市の3歳児健康診査における視覚検査の方法につきましては、問診と絵指標による検査を行っております。

問診による確認といたしましては、目が寄ったり、外や上にずれることがありますかや、テレビを見るときに近くで見ますか、離れていると見にくいようですか、など10項目を保護者の方に記入していただくこととなっております。

また、絵指標を使用した検査は、対象児がチョウ、鳥などの絵を2.5メートル離れた距離から片目を隠し、その絵が何かを答える検査を行っています。

さらに、小児科医による問診、両目にペンライトで光を当てて、眼球の運動や眼位のチェック、斜視、眼振などの、そのほかの異常の有無についても、診察を行っているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 視覚検査の方法については、ただいま詳しい説明がありましたので、了解をいたしました。

次に、子供の視力は6歳までにほぼ完成するため、早期に治療を開始できれば、視力向上の可能性が高いと言われております。

保護者に視覚検査の大切さを知ってもらい、現在行っている保護者による調査票記入の精度を上げるため、3歳児健康診査で視覚検査を行う理由を周知し、日ごろから子供の視力に対する注意を喚起したらいかがでしょうか、市長にお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

小児の視力は、視覚刺激を繰り返し受けることで発達をしております、生後1カ月の新生児は、目の前で動くものしか見ることができませんが、視力が、1歳になると0.2、そして3歳半になると0.6から0.9となり、6歳になると1.0まで発達していくこととなります。

しかしながら、この視力の発達する時期に、適切な視覚刺激が受けられないことがあると、弱視になることがあるとされております。

本市の現在の取り組みといたしましては、3歳児健康診査の通知の際に、保護者の方に対して、小児の視力の説明と、家庭で行う視力検査の方法などを記載した3歳児の視力検査についてとした説明文書を同封し、3歳児の視力の大切さについて、啓発を行っております。

また、健診時に視力検査ができなかった子供に関しまして、保健師が自宅または保育園などで検査を実施するとともに、再度、視力の発達期について保護者に説明を行い、検査の必要性を周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 子供の視力に対する注意を周知しているということで、了解をいたしました。

次に、従来の3歳児視覚検査の方法では、弱視や視覚異常の子供を100%発見することは困難です。それがゆえに、厚生労働省の通知も出されているのです。この事実を、ほとんどの保護者は知らないと思っております。目の異常はその後の子供の生活に大きな影響を及ぼします。

3歳児で発見できれば、治療を受けることができ、改善されるのがわかっているのです。発見の精度を上げていく施策が求められます。そのためには、保護者に3歳児時点での視覚検査の重要性を周知するとともに、3歳児健康診査

時に視覚異常の発見の可能性の高い器具の導入を検討したらいかがでしょうか。

現在は、操作が簡単で、眼科医でなくても扱うことができるスポットビジョンスクリーナーという機器があります。弱視のリスクを1秒ほどで判定できるというものです。

子供に見えるかどうか答えさせる必要もなく、判定の精度も高いといわれております。外国で開発された機器ですが、高知県内でも3歳児の集団検診時に導入している自治体が複数あります。

3歳児の集団検診時、本市でもスポットビジョンスクリーナーの導入を検討したらどうでしょうか、市長にお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

質問にありましたスポットビジョンスクリーナーは、子供の弱視のリスクを高精度で検査を行うカメラのような機器で、約1メートル先から点滅する画面を見ることで、屈折率を判定する多角的屈折検査で、数秒で判定ができるものでございます。

簡単な操作で、弱視の発見率を上げることができるかとされておりまして、購入金額は約140万円ほどだというふうにお伺いをしております。

本機器の健診での使用状況は、高知市、南国市、土佐市、四万十市の4市が購入、またはレンタルし、実施をしております。

その他市町村は、県が病院から寄贈された機器を、安芸福祉保健所、及び須崎福祉保健所に設置されているものを使用でき、30市町村のうち22市町が県から借用し、検査を実施しておりますが、本市を含め、8自治体は実施をしていない状況でございます。

本市が県の機器を借用し、実施していない理

由につきましては、健診の開催日が他自治体と重なっていることや、遠方地への機器搬送が必要であるなどの理由から、本年度は実施を見合わせているところでございます。

本機器の有効性など、導入自治体にお伺いしながら、来年度に向けまして検討をしてみたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長のほうから、来年度に向けて検討していきたいというような答弁がございました。仮に本市で導入できないのであれば、高知県に要望をして、幡多福祉保健所に設置できないかの、市長から県のほうに要望してはどうでしょうか。市長に対して質問をいたしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

スポットビジョンスクリーナーによる検査の未実施の市町村は、本市を含め、幡多福祉保健所管内の市町村が多くありまして、機器の借用が遠方となるのが一つの理由であると考えておりますので、幡多福祉保健所への設置につきましても、県に対して要望してみたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、市長のほうから、要望していくということでございますので、本市でこのスポットビジョンスクリーナーのほうを導入されるのが早いのか、県に要望して県のほうか早いのか、そこの点はわかりませんが、子供の目のことでございますので、一日も早い実施のほうをよろしく願いをいたしたい、そのように思っております。

最後に、市道の維持補修についてお伺いをいたしたいと思います。

平成31年度には、市道の維持、補修工事費に対して3,400万円の予算が計上をされております。例年度予算と比較して、多くの予算が計上されております。市長の市道を維持補修する意気込みがうかがえる予算であると思いません。

市道については、全長で約380キロメートルもあるわけでありますが、今回は市道真丁線について、質問をさせていただきたいと思いません。

市長も御存じのとおり、真丁には、以前になります。アーケードが設置しておりました。アーケードがあったときには、余り気にはならなかったのですが、アーケードが撤去された後、雨が降ったら道路に水たまりができ、水はけが悪く、雨がやんだ後にも水たまりが残るようになっております。

現在の市道真丁線の現状について、市長は把握しているのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

岡崎議員からも少し御紹介ありましたが、宿毛市の市道といたしましては、787路線、そして総延長が、約380キロメートルと、多数の路線を路線を管理していることもありまして、さまざまところで老朽化に伴う舗装の穴や、ひび割れ等が生じている現状もございます。

こうした現状に対しまして、毎年、限られた予算ではありますが、近年は予算を増額する中で、部分的な対策を、中心になります。補修工事を実施し、市道の維持管理に努めているところでございます。

市道真丁線の現状につきましては、市道の両

サイドにある側溝の取水口より路面が低いことや、舗装が沈下している箇所が複数あることから、雨水排水がしづらく、路面に水たまりができやすい状況となっていることは認識をしております。現在までに、部分的な排水対策として路面にスリットを入れたり、水たまり部分を舗装するなどの補修を行ってきております。

しかしながら、新たな水たまりができるなど、根本的な解決には至っていない、そのような現状になっているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど市長の答弁のとおり、真丁の道路を見ますと、道路がでこぼこになっているし、道路が水路よりも低くなっているの、なかなか水はけができない状況になっております。

改善策としては、多々あるかと思えますけれども、やっぱり道路が水路よりも低い、これはやっぱり道路を高くしていかなければならない、そのように素人目にも思うわけでございますが、今後、市道真丁線の補修について、どのようにしていくのか、市長にお伺いをいたしたいと思いません。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

繰り返しになりますが、市といたしましても、市道真丁線の路面が側溝の取水口より低いことや、舗装が沈下している箇所が多いことが、水たまりのできる原因であり、路面のかさ上げを行うことは、有効な対策の一つではないかと、そのように考えているところでもございます。

しかしながら、路面を高くした場合、近年頻発するゲリラ豪雨や、台風などの大雨時には、今まで以上に、民地側へ雨水が流入してしまうような、そういったことも懸念されますので、路面のかさ上げについては、慎重に検討をして

いく必要がある、そういった現状でもございます。

そのため、市道真丁線の補修につきましては、路面のかさ上げと路面排水対策を、あわせて検討をしてみたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 路面のかさ上げも含め、いろいろと検討していくということでございますので、そこに住んでいる方が、商売をしている方がいらっしゃいますので、その方の御意見を聞きながら、また区長さんとも話をしながら、例えばそこを補修するのであれば、そういう部分を聞いていただいてしていただきたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時14分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 4番、川田栄子でございます。一般質問をさせていただきます。

おかしいことはおかしい、たくさんの情報を持っている執行部に対して、しっかり御答弁、わかるようお願いいたします。

PFI事業について、質問をいたします。

契約も終わりましたし、終わった話だと思われる方がおられるかもわかりませんが、決して終わった話ではございません。

PFI事業は、学校になじまないこともあります。終わった後に、誰が関与したのか、どこ

に責任があるかを見ていくことも要ります。30年間の運用体制、SPC体質強化など、子供たちは継続していく話であります。

地域の学校について関心を持ち、議論は要るのではと思っております。

今から、PFIの採決の経過を聞かれる市民の皆様へ、ざっくり説明をいたします。

昨年の説明では、平成31年3月の中ごろ、優先交渉権者が決定、5月仮契約、6月議会議決が突然変更され、2月1日、代表者決定、新聞発表で見ました。

3月8日、仮契約締結、3月11日、議案上程、3月19日、25日に所管の委員会で審議され、3月27日、採決されました。

内容もざっくりすると、水路の問題が残っている、時間をとってはどうかの意見に聞く耳はありませんでした。議会は決めるところだと、多数決でPFI事業は採決されました。そこに合理的理由があったのか、疑問です。

国のいうとおり、執行部のいうとおり、諦める話でしょうか。採決するときではありません。審議に心がけない話です。誰のスケジュールに合わせているのか。市民の利益となり得る内容が詰まってない話を、どうして採決するのですか。そんな議論を、議会はきっちりとするところです。

この施策がなぜ適切でないか、どこに問題があり、適切とは何かを議論されたことが、市民に届くことの話ではないのですか。委員会を傍聴して、私はそう思いました。

数をつくって政治に緊張感がない、議会の多数派が少数派をなめる、力で押し切る、まるで国会です。

PFI事業、庁舎移転、どんどん出して、選挙までにさっさと進めようという話ではないだろうかと、疑問を持ちました。何でそんなに急ぐ話かということです。ここのところは、じっ

くり、市民の理解も含めて、時間をかける話であり、急ぐと失敗するという話です。

ここまでがPFI事業の採決の経過の、ざっくりの話です。採決で終わりではありません。責任問題があります。問題意識を行政と議会が持ち続け、市民によりよい政策を届ける話です。

質問1に移ります。

事業の効果について。

ア、地域の活性化についてお聞きいたします。

PFI手法で行う宿毛小中学校整備事業の目的として、単なる施設整備にとどまらず、新たな価値創造につながる施設空間となることを期待して実施するものとあります。私たちも大いに期待するところでございます。このことについて伺います。

業務要求水準書にもあるように、教育施設を軸としたまちづくりにつながる事業の実現を目指して、地域の活性化の相乗効果を生み出すことを期待することとあり、このことは、市民も関心を寄せているところです。

PFI事業が施設整備に加えて、まちづくりなど地域活性化となる具体的なイメージとなることの期待が、具体的につながるビジョンを問うものであります。市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、質問内容が、理解が十分できてないかもしれませんので、答弁がずれてましたら、また御指摘を願いたいと思います。

また、質問に入るまで、時系列、それから自分の考え方を述べておりましたが、そのことについては、コメントは差し控えさせていただきますし、また、採決をした、しないに関しましては、執行部側というよりは、自分たち議員の皆様方の問題ではないかというふうに思いましたので、その点についても、質

問ではないというふうに捉えさせていただきたいというふうに思います。

PFI事業は、民間の資金力、経営能力、そして技術力、企画力、アイデアになりますが、など、行政が行うより、より質の高い公共サービスを期待して導入したものでございまして、そのため、市が求める施設の性能だけではなくて、応募事業者から、教育施設がまちづくりにもつながるような提案がされることを期待して、要求水準書を作成してございまして、そういった形の中で、事業を進めてきたものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問でございます。

今、提案されている、そういうようなビジョンは出ていませんか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 反問権が市長から出されました。許します。

○市長（中平富宏君） 済みません、今、示されているといっても、膨大なものを示していますので、申しわけないですが、どのことを言われているのかを、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 地域活性化となる具体的なイメージとなることの期待が、具体的につながるビジョンでございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 十分理解できないかもしれませんが、お答えをさせていただきます。

先ほど少し話した内容と重なってきますが、要求水準書の中に、少し聞き取りのときに川田議員言われてたのが、教育施設を軸としたまちづくりにつながる、そういった効果を期待するといった文言が水準書の中にあるございまして、この点についての質問もあるというふうにお聞きを

しておりましたので、その点については、先ほども同じような話になりますが、市が求める施設の性能だけではなくて、応募事業者から、教育施設がまちづくりにもつながるような、そんな提案がされることを期待して、要求水準書を策定しております。私たちとしては、具体的なイメージを持って、逆に要求水準書の中で、これをやれというような形で応募しているものじゃなくて、こういうふうなことにも資するような建物にしてくれということたくさん書いてまして、その中でいろんな提案を受ける中で、選定をしたという形になっておりますので、一つずつ具体的なイメージで、これをやれ、これをやれというような形の固まったものではございません。

イメージしていただけますでしょうか。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） いろいろある中で、イメージできるものが一つでもあればと、御紹介をお願いしたかったということでございます。

そのように、たくさん、市側としましても、たくさん提議をしているものであれば、それにしっかり応えてくれるでしょうから、きっちり行っていただきたいと思っております。

次に、経済活性化についてでございます。

PFI事業は地元企業が入ることで、地域経済効果があるとされています。地域経済の活性化に、具体的に予想される効果として、どのような見解を持っているか、伺うものです。

S P C代表者が地元建設企業に決定されたのは、地域経済の貢献度及び人材の活用、育成で評価され、決定されました。地域経済や貢献度が期待されるとしているが、代表の地元企業もPFIの実績はなく、公共を使って民間30年間をもうけさせる話であります。

衰退する地方に活力を与えることになるかに

ついて、お聞きするものです。

高知医療センターは最悪でした。S P C代表は、オリックス、維持管理は東京の大手グループがS P C入りして、地元企業は関与できない。地元は置き去り、受注は地元こだわらぬ。我田引水、竹中流の話でした。

ここから少し改正があって、地元優先、地域性の高い得点にして、公共性のある事業を民間の資金を活用してインフラ整備をせよ。所有権を自治体にと、改正が行われました。

PFI事業の旗を振ったのは、元小泉総理と竹中氏、これが今も続いているわけであります。

PFIは、地方経済に資するか、財政厳しくなかったら、こんな小さな自治体は、手を出さないんじゃないかと考えます。地域の活性化になるというなら、しっかり説明をしてもらいたい。PFI手法は地域経済活性化に資するか、市長の見解を問うものです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

また、川田議員のほうから話もありましたが、一つ一つ見解の違いとか、ちょっと違うんじゃないかということをお話をしていると、また答弁、前に進みませんので、それについては、言及を避けたいというふうに思いますが、何点かありますが、S P Cというのは、地元の貢献度だけで選ばれたかのような話がありましたが、そうではないということで、それは十分に議員のほうにも御説明を、何度もさせていただいているところでございます。

あと、議員の皆様方からも同じお話いただいているところですが、いろんな工事発注に当たっても、地元優先でやっていただきたいということを、議会全員の総意としても受けているところでございますので、そういった形の中で、地元企業に、言い方はいろいろあるとは思いま

すが、もうけさせたらいけないかのような、そんなお話でもありますが、当然、そこで働いている方々は市民の方々でありますし、十分にという言い方はよろしくないですけれども、利益も生んでいただいて、しっかりと生活をしていただく、そういった産業として育てていかなければならない、そのような考え方を、私自身も持っているところでもございます。

P F I 事業の契約期間は30年間でありまして、その期間内で設計、建設、維持管理等、さまざまな業務が含まれておりまして、それぞれの分野で業務を実施していくこととなります。

今回の契約の相手方でありまして S P C、これ特別目的会社でございますが、こちらは複数の企業によって構成しておりますが、企画提案時から地元業者が多く参画をしております、地域経済に貢献できるものと、そのように私は考えているところでございます。

また、P F I 事業の導入によりまして、ノウハウを地元事業者にも継承できまして、地域経済の活性化にも、今後、つながっていくものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 地元企業がもうけてはいけないとか、そういう話ではございません。

このP F I、30年事業でございます。

再質問に入ります。

S P Cを構成した事業者には、配当もあります。下請に出してもマージンをとるので、もうかる話です。しかし、市内には事業体は多くあります。地域の活性とはいいいがたい、特定の事業体だけが30年間も配当を得るP F I事業は、公平公正といえるか。この事業に参加しないことは、何十年もここから爪はじきされることは、ゼネコンとしてまずいのではないか。

しかし、その下で請け負うあらゆる資材を納

入する人たちにとって、参加できないことはもっと怖い30年であります。

まんのう町では、だから逆に100億とっていたVFMが82億になりました。比べて、当市はそのような思いが働いたか疑問です。

まんのう町は大きなトラブルがありましたが、乗り越えることができたのは、資金力のあるゼネコンだったので、数億円の追加負担をすることができた話です。代表事業者の規模や、資金力の金額に見合うものとしておきたい。わかり切ったことだが、肝に銘ずるべき話です。特定の事業体のみ潤うことではないか、心配します。富の分配ができますかという話です。

市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思いますが、少し質問が、ゼネコン。ゼネコンは資金力があるから、ゼネコンがいいという話をされてたように、自分は聞き取れたんですが、そのような話なんでしょうか。

その一方で、地元にはしっかりとお金を回さないといけないという話なのかなということで、ちょっと困惑をしておりますが。自分たちとしては、企画提案時から地元業者が多く参画しているところが今、S P Cとしてあがってきております。

先ほどの繰り返しになりますが、地域経済には貢献できるものだというふうに考えておりますし、また30年間のことに関しては、これまでも何で30年間になったのかということは、る説明もしてきましたし、またこの議場の場でも、一般質問を通じて市民の皆様も含めて、広く説明をさせていただいてきたつもりでございます。

そういった形の中で、当市の事業はこれだけでもありませんので、これをとらなかつたら何も仕事がないような感じの話になっております

が、これからもいろいろ公共事業、議会の皆様方の御理解もいただきながら、発注もしていかないとはいけませんし、またいろんな意味で、地域活性化という形の中で、活性策しっかりと講じてまいりたい、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） PFIというのはそういう事業なんです。しっかり御理解ください。

.....
.....
.....
.....（発言一部取り消し）.....
.....
.....
.....

2番へいきます。

発祥地、イギリスの事例についてお聞きいたします。

イギリスでは、契約期間の長いことを指摘しています。2018年10月、イギリスの財務大臣はPFI官民パートナーシップを廃止すると宣言いたしました。金銭的にメリットが乏しく、柔軟性がなく、過度に複雑と、英国PFI終了を宣言いたしました。

関係者の間では、PFIは終わったとの認識が広く共有されていたので、現状追認で影響は大きくないと考えております。

PFIは1980年代から始まり、1992年からPFIの言葉を使った大先輩のイギリス、2017年ごろから激減しました。

小さいものではありませんが、こういうものでございます。

ここでぐっとグラフが下がっているところがリーマンショックです。ここで国が大きく助成

をしています。

こういうPFIについて、終息宣言を行ったイギリスであります。老朽化したインフラ整備をするため、PFIに傾いて、借金が自治体の財政にあらわれにくいPFIの導入圧力は強かった。これは日本の現状とよく似ています。

イギリスでは、PFIの仕組みの不透明性が最大の問題と考えられ、今回の終了宣言とつながったと考えられています。世界の失敗のトレンドに学ばず、PFIに突き進む安倍政権、TPPとPFIは関係のある話です。企業を優遇する話です。軽い気持ちで臨んでいないかということ。

交渉は秘密で、どんな交渉をしたか知らない中で採決することはできないと、今でも思っております。

2018年1月、イギリスの会計検査院が発表したPFIの費用対効果と正当性というレポートから、3つ指摘しております。

ア、契約期間の検証についてお伺いいたします。

自治体と民間企業との契約期間が長いことを問題視していることについて、質問いたします。

民営化は財政の効率化から始まり、それなりの財政的改善は見られました。民間も新たな収益確保として公的サービスに乗り出すメリットもありました。しかし、民間といえども長期にわたる独占的な、長い自治体の財政負担が軽くなり、民間の経営は安定する。

しかし、30年という長いこと、競争原理は働かず、公共サービスの質が低下する。変化に対しても、柔軟に対応困難だと批判をしています。

では、どのくらいの期間なら効率的経営が続けられるかわかりませんが、20年以上は長過ぎるとして指摘している英国です。

このことについて、市長の御見解をお伺い

たします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますが、その前に、川田議員のほうから、市民は言っているよというお話がありますが、ここは議場の場でありますので、当然、自分の言葉として発せられたことには、しっかりと責任を持ってもらいたいというふうに思いながら、聞かさせていただいております。

.....
.....
.....
.....
.....（発言一部取り消し）.....
.....
.....
.....
.....

以上でございます。答弁に返ります。

30年間の契約期間についての御質問でございますが、イギリスの会計検査院のことを、何か調べてきてお話をされておりますが、申しわけございませんが、そのことについては、私は存じ上げていないところでございます。

先ほど川田議員のほうからも、直接お話もありましたが、小泉純一郎氏、それから竹中平蔵氏のころからPFIは取り組んでいるというお話でございまして、その後、自民党は野党にもなりましたし、その後もずっと継続されてきているものだというふうに、PFI事業については考えているところでございます。

そういった形の中で、宿毛小・中学校整備事業へPFI手法の導入を検討するに当たりまして、長期間にわたる定期的なメンテナンスを実施し、建設時のよりよい校舎を維持し続けることで、将来の子供たちに対しても、充実した教育環境を保持できる。要するに、建てたときと

同じ状況を30年後の子供たちにも、同じ環境を与えることができる、そういうふうに考えて、30年という期間を設定させていただいたものでございます。

考えていただければわかると思いますが、市内のどの学校を見ても、50年近いような建物になってきています。そういった形の中で、30年間は、今、その学校に通っている生徒と、新しくできた学校に通う生徒、そしてその学校が30年後になったときに通っている生徒が、教育環境が余りにも差があればいけないということで、PFI事業を30年ということに組まさせていただきます。

この点についても、もう何度も説明をしておりますが、ぜひ御理解をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市民の思いも、私も共有しておる話でございます。

次、イへいきます。

包括的業務の不透明性の検証についてでございます。

英国は、包括的業務の不透明性を指摘していることについての質問です。

一つの業者への包括的性能発注なので、民間の技術やノウハウを活用することで、業務改善が進むことはありますが、包括的業務委託となるための業務プロセスが非常に不透明で、価格上昇やサービス低下が起きても原因がわかりにくいと分析しています。

業務の委託先がコンソーシアム、これは市も使っておりますので、日本語で言えば共同企業体です、を組むことが多いので、個別業務間の責任の所在と、お金の流れが不明確になることについて、懸念があります。

このことについて、市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

通告の聞き取りのときと内容が変わってきますので、またずれたら御指摘をお願いしたいと思います。

我が国におきましては、平成11年の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、先ほどから話をしています、いわゆるPFI法の制定以来、PFI事業への取り組みが進められてまいりました。

これは議員も御承知のとおりだというふうに思います。

昨年度の骨太の方針におきましても、民間の資金、ノウハウを最大限活用し、公的負担の最小化を図るため、PPP、そしてPFI推進アクションプランに基づき、多様なPPP、PFIの活用を重点的に推進するという政府の取り組みが示されているところでございます。

日本国政府は進めるというお話をしております。

政府に対して疑問があるようでもございましたら、またそこは考え方が違うところでもございますが、そういった形の中で、本市は取り組みを進めさせていただいております。

宿毛市としましても、当該指針等を踏まえる中で、本事業におきまして、しっかりと協議検討した上で、PFI手法の導入を決定したものでございます。

また、平成31年3月に掲載された高知新聞の記事によりますと、県内の半数以上の自治体がPFI手法を検討中、もしくは検討したいとの結果となっております。現在、須崎市でコンセッション方式による下水道運営事業が、そして津野町では、PFI手法による町営住宅の整備が進められているところでもございます。

日本全国に目を向けますと、PFIの成功事例は多数ありますので、ぜひそういった事例も

見ていただきたいというふうに思います。

PFI手法は、事業の内容によっては、当然ではございますが、有効であると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 国も奨励しています。もし奨励に応じなければインターネットに流すとか、いろいろ、一生懸命になっています。

こういうのも、私たちももらいました。これも国からの予算でできたものだと思っています。

公共施設等総合管理計画、これを出して、公共的なものをPFIにつながっていくような計画を立てれば、国の意向に沿うわけでありませう。

ウへいきます。

リスクについて指摘があるので、質問いたします。

収入と支出に大きな影響を与えるのがリスクです。建設設計、完工、維持管理、運営の期間、公共部門に当該公共建設を返還するまでの期間に一体幾つのリスクがあるのでしょうか。不可抗力的なリスクについての対応は、保険であったり話し合いであったり、含めて契約を組んでいくことになっています。

自治体と民間のリスク分担については、民間のノウハウでリスク管理が徹底されるが、民間がリスクを負担できなくなるとサービスが途絶えたり、質の低下が起きやすいなど、会計検査院は、多くの管理PFIプロジェクトは、通常の公共入札より40%割高、公的財産に恩恵をもたらしたかどうかはデータで示されないとまとめています。

リスクは重要と考えます。当市が出されているリスクに、37のリスクが書いてあります。リスク分担表の中に、37項目がリスクとして載っております。

ここにはない38、39、40とリスクの幾つ

かが実現した場合、事業会社が返済能力に大きな問題が生じるかもしれません。公共とPFI事業者におけるリスク分担が成功のかぎとなるかもしれません。

サービス提供型PFIは、返済、資源を公共部門に頼るものであるから、そのリスクの度合いは軽減されるとは思いますが、このことについて市長の見解を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

質問ではないというふうには思いますが、国が何か応じなければ、インターネットに流すみたいなの、ちょっと理解はできなかったんですが、PFI事業を導入しなかったら、インターネットに流されるんでしょうかね。そういった事実は聞いておりませんが、ちょっとわからなかったところがございます。

SPCとの契約交渉を進めていく中で、市とSPCのどちらのリスクになるのか、取り決めたリスク分担表を定めております。先ほどお話があった点ですかね。それで、基本的には、リスク分担によって判断することとなりますが、分担表で定めていない、想定外の事象が発生した場合、これが先ほど言った。議員が38とかと言ってた部分かなと思います。もし違ったら、また御指摘ください。

そういった定めない想定外の事象が発生した場合には、どちらがそのリスクを負うのか、その都度、協議をしていく。当然のことですが、想定できないものについては、その都度、協議をしていくということになるかというふうに思っておりますし、協議をすることとなっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） このリスクのところは

本当に大事なところでして、日本版は割賦払いでございます。割賦払い、PFI、400件の事例を全て検証したのではないとお断りはおしますが、PFI手法をBTO方式で行うことは、割賦払いを確定し、債務を拡大することになる。短期的に民間資金調達によって、キャッシュフローを改善することはできますが、公共の債務を膨れ上がらせるため、バランスシートにおける財政状況を悪化させた事例は多くあるから心配をしています。

公共には、公債による資金調達という方法があるにもかかわらず、PFI法では、公債より資金調達コストの高い民間資金を活用して、施設整備費を、割賦払いで支払うことが認められています。日本版です。日本だけです。

ここで職員と、一括発注と包括発注の見解の相違が、少し私との議論がありました。

3番へいきます。

情報公開について質問をいたします。

積極的に小中学校の建設を進めながら、これらの情報を非公開とする執行部体制は、宿毛市民として大きな不信と疑問を持つのは当然です。もっと公開できる部分があるのではないかと。

四国の事例として、まんのう町はしっかり吟味し、慎重に最低制限を残して公開いたしました。

業者選考のとき、談合はなかったと思う。価格評点は絶対値からの換算であって、他の評価項目と比べると強力だから、機能評点と価格評点がひっくり返った形で優先交渉権者が決まった、ということです。

発注コストをかなり下げる機能が強く働いた。さっき言いました100億と決めてたところ、82億のVFMが出たということです。

徳島市では、3社が手を挙げました。四電ビジネス株式会社に決定。地元には四国電力の支店がある。構成企業が地元建設。維持管理は四国

電力。議会も関心があって、できる限り説明をした。そして、事業者A、B、Cはそれぞれ公表しました。とお話を伺いました。

また、四日市市の事例では、本契約の議案を上程したとき、全てのグループの提案内容を見ないと議会審議できないといった意見も出た。著作権は応募者に帰属しており、公表する場合は事業者の了解を得る必要があったため、提案書を議員に見せるかどうかの議論に丸一日かかった。最終的には、傍聴者に会場を出てもらい、非公開の条件で議員に見せ、審議を進めました。

この件については、落選されたグループにも了解を得なければならず、事前に事業者の同意を求めておくことも必要ではなかったかとおられます。

このように、情報は血液です。宿毛市は何があったのですか、疑われることになりかねません。このような非公開文書では、一番の被害者は宿毛市民ではないですか。情報公開条例は、公開が原則。例外的に非公開とすることができる。非公開文書は、どのような不利益が生じ、どのような支障があるのか、具体的に市長は説明してください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

またいろいろな発言等がございまして、一つ一つのコメントは差し控えさせていただきますが、議員のほうにも、割賦の話ありましたね。当然、中で財政シミュレーション等も示す中で、起債が充てられる部分は起債を当然、充当して、その残りの部分の割賦という話で御説明を、何度もさせていただいたところなんです、理解されているのは、ちょっと違うような理解をされているのかなというふうにお話を聞いていました。

あと、他の市の事例、たくさん挙げていただ

いたんですが、前もって言っていただいておりますが、細かい話、調べさせていただきましたが、今聞きましたので、それがどういうふうなことなのかというのは承知していませんので、それについては、他の市町村のことについては、わからないような状況ではございます。

そういった形の中で、宿毛市は、川田議員も今言われていたように、もともと応募したときに、事業者に対して公開するよという話をしておけばということがありましたので、今度、庁舎については、そういう手続をとらせていただいて、議員の皆様にも公開をさせていただいたということで、これも川田議員も当然、御存じのこととございまして、今、話をしていることを、宿毛市もしたということとでございます。

そういった状況の中ではございますが、民間事業者の著作権に関する部分を公開してしまうと、まず著作権法に抵触することとなります。また、今回における応募事業者は、今後も同様の整備事業の募集に応募することも想定されますので、民間事業者のノウハウが掲載された箇所を公開することで、各応募事業者が多大な労力をかけて、蓄積してきた競争を勝ち抜くための、独自のノウハウ等が、競業他社に知られることになりまして、ほかの同様な企画競争におきまして、そのノウハウが利用されるなど、事業活動に支障を来す恐れが生じる、そういうこととございます。これについても、何度も説明をさせていただいたところとございます。

そういった形の中で、情報公開という形なので、何もかもという話では当然ございませんし、これもしつかりと、決まった形の中で情報公開をさせていただいておりますので、その点については御理解をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 不利益な不透明な証明、期待しておりましたけれども、出なかったようです。

私は、VFMについて、何回も職員に聞きました。

ここで、イのアドバイザー（企業名）の公表についてでございます。

アドバイザーの個人名は公表できなくても、企業名は出せるんじゃないかと思っております。

先ほど、今城議員が聞きましたけれども、あれは建通新聞の話でございました。建通新聞ではなくて、市が公表しているものに、当然、アドバイザーは予算が非常に高いんです。高いです。予算の認証、承認には議会の議決が要ります。

平成29年8月1日、契約、株式会社GPMO、それから2回とってますよね。平成29年度当初予算、これが896万4,000円。それから、平成30年3月議会では、アドバイザー業務委託料、1,976万4,000円計上、可決とございます。これは、市が出した、私たちがいただいた情報ではないでしょうか。GPMO、はっきり株式会社として名前が載っておりますけれども、情報開示できないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

情報公開というか、まず、平成29年のときに可決されたものでございます。当然、川田議員も可決された一人でございますので、十分御理解していただいての質問だというふうに思います。

それで、答弁につきましては、先ほどの今城議員の答弁と全く同じでございますので、そういったことで御理解を、ぜひしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市が公表しているものについても、出せませんか。先ほどは建通新聞、市が出しているものではないとおっしゃられましたけれども。

市が予算を通すには、当然、企業名は公表されておりますけれども。どのように考えたらよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大変申しわけないんですが、全く同じ文書にはなりません。

有識者会議の議事録の非公開情報の質問になっているのですね、この部分。

議員が言われている建通新聞の公表というのは、平成29年度に実施したPFI調査研究アドバイザー業務、いわゆるPFI可能性調査業務の委託先が、株式会社GPMOに決定したという内容の記事だというふうに、自分たちは今、把握をしています。

先ほど、今城議員のほうから、違う部分もあるんだよということで、それについては、今、確認をとらせていただいているところでございます。

その上で、有識者会議に登場するアドバイザーとは、宿毛市と官民連携アドバイザー業務の委託契約を締結しているアドバイザーでありまして、こちらは公表をしている情報ではありませんので、宿毛市の情報公開条例に基づきまして、非公開としたということでございます。

違うものということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） また検討してみたいと思います。

私は、VFMについて、何回も職員に聞きました。納得しないからです。さまざまな数字が

出る、おかしいからです。

ことし3月27日、小学校合築建設が採決されました。そして、新聞発表にも出ました。

新聞発表で、前記者は、9億円のVFMがあると書いておりましたので、すぐ抗議をいたしました。今は2億2,000万円ですよ。いつのこれは情報ですか、ということ。その記者は、もう高知のほうへ転勤されておりますので、あとはどうするんですか。こんなに9億円もあるんだったら、絶対PFIのほうがいいだろう。市民も見ますよ、この新聞を見た方は。と思うでしょう。

でも、3月の議決のときは2億2,000万円でした。さまざまな数字が出るのはおかしいからです。公共直営での算出根拠が不明確ではないかと思い、どのような根拠で算出したか、アドバイザーの出したものだだろうと、資料を求めたら、コンサルに返したからないということでした。

情報のない中で、この事業が市民にとって有利かどうかを考えることをとめることはできません。

職員は私に言いました。川田議員より詳しい。当然でしょう、私の知っていることは、指の先でついたくらいの情報です。多くの情報を持つ職員の責任は重大とお考えください。

2番へいきます。

家庭ごみの戸別収集についてお聞きいたします。

まず、最初に、人の嫌がる仕事、危険な仕事であっても欠かすことのできない、必要な仕事にかかわってくれて、懸命にこのまちのために仕事をなさってくれている皆様に、まず感謝を申し上げます。

現場の声として聞こえているのは、指定場所によっては、取り出しにくい設備、網かけで、鳥などの散らかしの被害がある。猫のふんの砂、

水分を含んだ生ごみ、草の処分に土がたくさんついているなど、持ち上げるのに大変。腰痛で悩んでいる人が多くいる。従業員の方の嘆きの言葉です。

これらの声に耳を傾け、住民はごみの軽減に努めることは重要と考えます。

家庭ごみの戸別収集についてお聞きいたします。

収集方法や、対象者は何世帯ほどか。そもそもこの制度ができたのはいつごろか、もろもろの制度の内容をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、VFMの件で、新聞報道の話なんでしょうかね、金額が違ってたということ。

どういった経過で、そういった違うものが報道されたのか、またその報道自体が事実なのか、前もって聞いてなかったもので、調べていないところでございますが、また背景も調べてみたいとは思いますが。当市のほうから間違った数字を提示して、それが新聞報道に載ったということではないというふうに、今のところは理解をしているんですが。

この点について、課長が説明できるそうなので、説明をさせていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質問にお答えします。

先ほど、バリューフォーマネー（VFM）として9億円、それから次に2億円という、段階的なバリューフォーマネーの費用対効果との額が違うのは、何かおかしいんじゃないかというような趣旨の御質問ではなかったかというふうに思います。

当初の9億円のバリューフォーマネーにつきましては、可能性調査の時点での、想定したバ

リニューオーマナーでございます。その際に算出された額が約9億円というような数字が出ておりましたが、要求水準書が作成されまして、その後、アドバイザー契約を結んでいる専門業者にPFI事業について積算をしていただいた額と、それをもとに通常の建設費用を比較したときに、積算をされた額が約2億円という数字で、要求水準書前と要求水準書作成後によって、数字が違ってきておりますので、御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今、その数字はどういう数字が出たのかなということで、背景を担当課長のほうから話をさせていただきましたが、議員がおっしゃっている新聞に報道された件については、また違うことじゃないかなと思っておりますので、その件については、また確認をしておきたいというふうに思います。

ごみの点について、お答えをさせていただきます。

戸別収集の件ですね。当該制度につきましては、世帯員全員が要介護認定、または障害等の理由によりまして、家庭ごみをステーションまで出すことができず、ごみ出しを手伝うことのできる親族等がない世帯を対象に、普通ごみは隔週水曜日、資源ごみ及び粗大ごみにつきましては、月1回、戸別に訪問し、家庭ごみの収集と安否確認を行うものでございます。

なお、現在の利用者につきましては、22世帯のご利用となっているところでございます。

それから、開始時期は平成25年度からということでございまして、開始当初の利用世帯は16世帯となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先ほどのVFMのこと

について、返りまして、私は3月27日の議会が終わってその後、明くる日の新聞に出ておりました。それは、前記者とも話しております、9億円というのはないですよ。

当時は、調査において私たちが見せていただいたときには9億円でしたね。行政が公共の建物を買うとしたら34億円、専門の建築協会がすると25億円、ということで9億円と。それはわかっておりますので、もういいです。ただ、今の時点では、議会で議決した時点では2億2,000万円であるということを書いてもらいたかったということで、これについて行政からも、ほかの議員からも、何も電話は入っていないですかということを確認いたしました。

市民はこれを見たら、9億円もあるんだったら、PFIが絶対いいよねと思われるからお話をしただけのことで、内容については、それ以上のものもございません。

以上です。

それから、ごみの戸別収集について、返ります。

この制度ができたのは、何かきっかけがあったのですか当時の目的は何であったでしょうか。かかわっている関係機関をお聞きしてありましたけれども、ちょっと教えていただけますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 当時の背景を知りたいということでございます。担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） 環境課長、川田議員の御質問にお答えをいたします。

平成25年度の当制度を開始する御意見でございますけれども、議員も御承知だと思いますけれども、高齢化社会でありましたり、核家族化、こういったところを背景に、地域の御意見をいただいたものと考えてございます。

その中で、関係機関という話もございましたけれども、当環境課と、それから当時の高齢者の管轄をしております福祉事務所であったり、それから要介護状態の方々の御支援、または認定を管轄をしている保健介護課、それから社会福祉協議会等と協議をいたしまして、当制度を始めることになったというふうに承知をしております。

また、関係機関の中では、議員からも話は、直接はございませんでしたけれども、宿毛市の清掃公社に実施をしてもらいながら、当事業を進めさせていただいている、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問になりますけれども、障害者も入っておりますけれども、利用者と高齢者と、窓口は同じ申請の場所となっておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） 議員御指摘のように、障害等の方々につきましても、当制度を御利用いただいております、現在は課の統廃合もございまして、障害のほうは福祉事務所、御高齢の方々、または要介護の認定の方々につきましては、長寿政策課が担当している中で、申請につきましては、環境課のほうでお受けをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 収集は隔週と申されましたので、月2回ということになりますでしょうか、収集方法に問題はありませぬでしょうか。再質問をいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 隔週というお話をしましたので、月2回ではなくて、2週間に1回と

いうことでございます。

問題というのはどういう点でしょうか。御指摘いただければ、その点についてお答えをさせていただきますと思います。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 隔週ですので、月2回が2週間に一回ということで、私はそういう理解をいたしました。

この制度で収集方法に問題がありました。それは、高齢者家族のお話を伺いました。

関東から夫の希望で故郷へ帰りました。夫は目の治療中、高知へ通院です。夫人は、最近脊髄を傷め、重たいものを持つことが困難となっている。では、認定などを受けられたらどうですかと、お勧めをいたしました。

その後、連絡をとってみますと、ごみは断った。理由は、2週間に1回の収集との現状について、2週間もおけないということでした。7月のことです。この夏場の暑さに、生ごみを2週間もおけないといわれ、不便を嘆いていました。私も現実的ではないと思いました。

近隣市町村で調べました。四万十市は以前から戸別収集をしております。そして、幡多郡では、この制度のサービスはほかにありませんでした。県下に聞くと、安芸市と南国市のみでした。安芸市は、戸別収集を週1回、南国市は通常の収集でした。他の市町村もこれからは考えていく問題であるとの話もありました。

こういうことから、2週間に一回ということで問題はないでしょうかと、私はお聞きしました。

しかし、ここで、宿毛市は収集に問題がありますが、県下34市町村のうち、高齢者の家庭ごみ生活支援で進んでいることがわかりました。宿毛の環境課は頑張っています。しっかりほめさせていただきます。環境課の皆さん、本当にうれしく思います。

行政がちゃんと仕事をしているところに住まないと、老後が大変なことになりそうなので、ごみ出し以外でも、行政がやるべき仕事、確認は欠かせません。

戸別収集は以前にはなかった制度で、どの自治体でも数年前まではなかった制度が、今必要になっています。ごみ問題は、生ごみが出たら堆肥にして埋めたらよかったです。割と貧弱なインフラでも生活が成り立っていました。

都市化が進み、人の生活スタイルが変わり、核家族が進み、ごみを収集するシステムが要るようになりました。

戸別収集の問題は、その人の現状だけの問題ではなく、これからは地域の課題として、高齢化のスピードを考えると、月2回の収集など含めて、高齢者に寄り添う制度の見直しが必要ではないかと考えます。

市長の見解を求めます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議会の場なので、細かい話で申しわけないですが、月2回と隔週は違ってしまっていて、なぜかという、月に3回になる月があるんですね、どうしても隔週だと、28日に1回きますので。

その点で、私たちとしては、2週間に1回ということで、答弁をさせていただいております。

そういった形の中で、るるお話ありました、環境課、うちの職員のことほめていただきまして、本当にありがとうございます。しっかりとまた、これを英気にして頑張ってもらえるというふうに思います。

普通ごみの戸別収集につきましては、衛生面などから、毎週実施ができないかという質問がありますが、本市におきましても、少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化などが進みまして、地域における支え合いや見守りについて、課題となってきたことも承知をして

いるところでございます。

先ほど、背景ということで環境課長のほうからも御説明させていただきましたが、やはり少子高齢化の高齢化という形の中で、独居、もしくはお二人いても、お二人ともがなかなかごみ出しができないような、そういった身体的なものを持って、生活をされている方がおられるというお話の中で生まれてきた制度だと思います。

また、当時、私も議員だったので少ししかかわっておりますが、以前は近所の方をお願いしてたと。ただ、なかなかお願いできるようなコミュニティでもなくなったんだと。気を使って、非常に申しわけないというようなお話等もあって、コミュニティだけではフルカバーできないなという形の中で生まれた制度だというふうに、自分自身は認識をしているところでございます。

現在、家庭ごみの戸別収集につきましては、普通ごみの収集地区が少ない水曜日に、軽トラックを使用して実施しておりますが、毎週、利用世帯を訪問する時間が、確保ができないのが現状であります。要するに、時間的に、毎週なかなか行けないというところでございます。

しかしながら、議員も言うておりましたが、においや衛生面の問題もあるかと思えます。利用者の声もお聞きする中で、今後、現状や課題について、関係課と、それから関係機関で協議を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

まずは、生ごみについては、そのまま常温で置いているとにおいが出るので、これもよくある話であるんですけども、冷蔵庫の中に、ごみではあるんですけども、捨てるまでは置いておいて、においの発生を抑えるとか、いろいろな工夫等も皆さんされているようでもございますので、そういったことも、利用者の方へ周知をしながら、相談もしながら、対応を考えてい

きたい、そのように思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 関係機関が、先ほどの話では4つ、福祉事務所、環境課、長寿政策課、社会福祉協議会の4つあると申ししておりましたので、その関連機関でさまざまな役割を果たしていけたらと、願いますところがございます。

再質問といたしまして、市長も先ほど言われましたことには重なりますが、見直しはこれからの社会の変化に対応するものです。安心安全の見守り社会などの目的を達成するものと考えます。

国と違って、地方自治体は関係機関、ただいま言われました4つが、それぞれの役割を達成することで、成果を見ることに努力をしていただきたい。また、市民も地域の小さな変化にも気づける見守り人の役割を果たせるよう、行政のリーダーシップを発揮して、地域力を高めることが重要と考えます。

若干重なるかもわかりませんが、市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

議員の今お話をした件も含めまして、検討、協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 3番のメス猫不妊手術推進事業についてお伺いいたします。

3月議会で、市長は本年度の飼い主のいないメス猫の不妊手術補助金の実績につきまして、県の補助金の決定を受けた宿毛市の飼い主のいない猫が51件となっていることから、予算の

減額を行っていないと言われました。が実際、31年度予算は15万円の減額となっています。このことについて伺っていきます。

知事が、殺処分ゼロを目指してさまざま事業を行っています。猫の殺処分が減らないのは、飼育放棄による不妊手術をしていない猫がいることが大きな原因と、飼育放棄をしない、不妊手術をする、県と一体で宿毛市も予算をとって頑張っていると、うれしく思っていました。

飼い主のいない猫に対する役割について、市長は動物愛護の観点から、人と動物の共生社会の実現を目指し、動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適切な取り扱いや、動物の健全と安全を守る、そういった市民の方への啓発が役割とおっしゃられました。今もそのことについてかわってないでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 最終的に考えに変わりはないかということでございましたので、途中で減額等の話もありましたが、再質問でされるようにお聞きをしておりましたので、減額についての説明は、また後ほどということによろしいでしょうか。

まず、考え方についてでございますが、変わりはないかということでございます。

3月議会でもお答えをさせていただきましたが、本市の役割としましては、動物の愛護及び管理に関する法律の観点から、人と動物の共生社会の実現を目指し、動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適切な取り扱いや、動物の健康と安全を守るため、市民の方々への啓発が主な役割であるというふうに考えております。

そのため、広報や回覧などにより、定期的に市民の方々に、動物の取り扱いについて啓発を行っているところでございます。

それから、実数と補助金の関係については、そのときにも御説明をさせていただいている案

件でございますので、ぜひ御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） それでは、飼い主のいないメス猫不妊手術の平成30年度実績予算額25万円に対して、決定件数は今、17件と予定件数に達していないが、幡多福祉保健所で確認すると、県の補助金の決定を受けた宿毛市の飼い主のいない猫が51件となっていることから、予算の減額は行っていないと、答弁を確認しています。

しかし、平成31年度は減額となっております。根拠をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

基本的な話を何度もしていますが、県の補助をもらったことを受けて、うちの補助がついてきます。県の補助を受けずにうちの補助をもらうという形はありませんので、認定についても、県のほうで認定をしてもらったものをうちが認定するという制度でございます。

そういった形の中から、県に申請をして補助金をもらった方も、市の補助金を、実はもらわない方もおられます。要するに金額の問題です。市の補助金が必要ない方もおられます。そこでずれが生じます。

ただ、ずれが生じるかどうかは最後までわかりませんので、補正はできませんよねという説明をさせていただいているところでございますので、最後の最後までわからないということでございますので、御理解をしていただきたいというふうに思います。

それで、平成30年度のメス猫、ちょっと重複しますが、不妊手術費の補助金の利用状況についてです。

昨年度は7名の方から申請をいただき、17件のメス猫の手術費として8万5,000円、これが実績となっております。

平成30年度の利用状況から本年度の当初予算では、30件15万円の予算を計上しておりますが、この補助金は、まず県に、先ほど言ったように申請をしていただき、その後、本市への補助申請となるため、県補助金の利用状況を確認していくことができますので、今後は申請の状況を確認しながら、予算額の不足が見込まれる場合には、補正予算を計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

これは先ほどの逆の考えになります。考えているところでございます。

なお、8月31日までの利用状況は、5件の2万5,000円となっております。なお、申請期間は3月13日の金曜日までとなっておりますので、飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑え、不幸な猫をふやさないためにも、ぜひともメス猫の不妊手術補助金を御利用していただきたい、そのように思っているところでございます。

繰り返しになりますが、県の状況を見ながら、不足になりそうであれば補正で対応したいということで、本年度の当初予算では30件15万円の予算計上となっているところでございまして、議員の皆様方にも議決をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 予算議決は3月でしたね。これは一般質問でしたので、このあたりのずれはどうなんですかね。

それで、今、補正予算を組むと言われました。県の猫で手術をすれば1万円です。それもいつもできるというものではございません。

ボランティアと行政が、県のほうから50万円という、集団不妊手術を受けるための予算をとっていただいて、ボランティアの方が集まって不妊手術を行っていくという問題でございます。

また、そういう方向にも、ボランティアの方も動いておりますので、またそのときには予算をとっていただきたいと思っております。

次、捕獲器のことについて、質問いたします。

ある御家庭では、猫がたくさんいました。最近はずっかり激減していましたので尋ねると、不妊手術をしてきたとのことでした。耳にはVカットが入っていました。TNR活動、いわゆる地域猫活動において、捕獲器が有効であると、その方もおっしゃっています。

土佐清水市もボランティアの方が熱心で、捕獲器を多く持っています。四万十市でも、3月質問で、担当課は1台からでも捕獲器を、それらの質問に前向きに考えていると答弁があったと聞いております。

さて、当市は特に捨て猫が多い。最近のことですが、8月23日、宇須々木の公園に12匹の猫が捨てられ、警察に届いております。その後、愛護センターに猫を送られましたので、宿毛の吉村さんが里親を探しています。

これは、フジなんかにはチラシがたくさん出ておりますので、皆様も目に入ったかとは思いますが。

捨て猫の多い宿毛でも、早く集団の不妊手術をと願う市民は多くいます。それには捕獲器を利用し、不幸な猫をふやさないことを願っています。目的が終われば地域の猫として可愛がられることでしょう。捕獲器は飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことの目的の捕獲のため、不妊手術が済めば、猫は地域の元の場所へ戻し、TNR活動、飼い主のいない猫として、有効に捕獲器が利用されます。

3月答弁で、市長は隣接市町村とも情報共有して、協力できることがあればしていくと述べられています。捕獲器の適正な目的のために使用され、動物愛護の観点から、人と動物の共生社会の実現が可能となります。

その目的のためにも、捕獲器を確保していただきたい。市長の御見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し議員のほうに確認をしていただきたい案件が、今の話の中でありました。

実は、地域猫というので、耳を、さくら猫、カットした猫は飼い猫じゃないんですね。だから、家庭にいないはずがない猫なんです。ちょっと家庭内の猫がさくら猫のような話をしましたので、それがもし議員の勘違いであれば訂正、もしくは確認をしておいたほうがいいのかというふうには思いました。

通常、飼い主がいない猫の場合は、高知県1万円、宿毛市5,000円でやります。その場合は地域猫として、また地域に放しますので、わかるように耳をカットするということです。

飼い主のいる猫については、高知県の6,000円だけで対応しているという現状でございます。その場合は、耳のほうはカットはしないというふうに、自分のほうではお話を聞いているところでございます。

あと、ボランティア等の、いろいろやっていた方々がいるという話は、議員からもお話を聞いておりますし、また自分のほうでも、いろいろお話を聞いているところでもございます。

そういった団体の方が、一度に多くの猫の不妊手術等をボランティアでやるというときには、ぜひ早目に教えていただければ、また対応していけるんじゃないかなというふうに思いま

すし、またそれが全てではなくて、それ以外の、ボランティアというか、地域猫を飼われているというか、面倒を見ている方々が対応するような、1匹ずつのような不妊もありますので、両方にしっかりと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

そういった形の中で、捕獲器の話でございませ

す。本市が昨年度から実施しております、宿毛市のメス猫不妊手術等の補助事業を活用された、そういった方からは、飼い主のいない猫の捕獲に際し、捕獲器が必要との要望は、本年度になりましても聞いていないところでございます。

屋外にいる猫は、飼い猫、飼い主のいない猫の区別がつかないことから、動物遺棄や虐待にもつながりかねないことなども、そういった課題もありますので、現在のところ、当市としては捕獲器を購入し、市民の方々に貸し出しをするということは、予定をしていないというところでございまして、答弁の内容としては、3月議会と同じ内容になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 先ほど、Vカットが入っていると、私、伝えましたけれども、全然勘違いはしておりません。この方は、迷い猫がどんどん来るので、自分の猫ではない、その中でふえてきた野良猫を空き家で飼っているところを私が見かけたものであって、自分の飼い猫ではございません。

そういう方の、猫がたくさんあちこちにいらっしゃる。そしてほっておけばどんどん繁殖して、捨てなければならないということになるという話でございませ

す。先ほど、市長は捕獲器の予定はないと申されました。

土曜日ですか、高知県の譲渡ボランティアの命を受けている方がいらっしゃって、その方に、四万十市の議員からお電話が入りました。里親を探してほしいということで、その方はインターネット上でそういう旨を伝えたらすぐ見つかりまして、土曜日ですか、その議員の御夫妻と譲渡ボランティアの方と、猫が、淡路島へ出かけました、ということです。

淡路島で、檀原市の議員と落ち合いまして、檀原市からは2時間ぐらいでそこへ到着です。

そういうことの話の中で、やっぱり捕獲器は要るよね。そういう、あちこちに猫問題が出ておりますので、国にもあげていかないとはいけな

いね、そういうことの情報をお互い交換されたそうです。そして、高齢者の方も、猫を飼っている方は、自分がいなくなったらどうなるんだろう、多頭崩壊も心配されています。

全国的な問題となっているこの猫問題、そして特に宿毛市は、捨てることの多い場所は、1カ月に何度かは私の耳にも入ってきます。

市民が喜ぶ制度にさせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） 暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時42分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の開議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい
と思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めま
す。

よって、本日はこれにて延会することに決し
ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時55分 延会

令和元年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和元年9月10日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第34号まで

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第34号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	6番 山 岡 力 君
7番 高 倉 真 弓 君	8番 山 上 庄 一 君
9番 山 戸 寛 君	10番 岡 崎 利 久 君
11番 野々下 昌 文 君	12番 松 浦 英 夫 君
13番 寺 田 公 一 君	14番 濱 田 陸 紀 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君

市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

本日までに陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

本日は、宿毛市産材の利用促進事業につきまして、提案質問と申しましょうか、すぐにはできないことかとは思いますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、この市産材利用促進事業を取り上げる理由といたしまして、本市にとって、林業が非常に大切な産業であるという点。それから、住民の宿毛市からの流出はもうとまらないという現在の状況がある点。それから、10月からの消費税引き上げに伴って、新築、増築経費がかさんでくる点、また社会生活を継続していく上で、衣食住は基礎となります。この住まいの確保は、このまちに暮らす、あるいは暮らしたいとする礎になる点、大変重要な意義があると私は思いましたので、今回、取り上げることにいたしました。

四万十市は、平成23年度から四万十市産材利用促進事業といたしまして、既に実施をされております。7年前から始めております。

いわゆる、これは地域単独事業とは言わないという谷本課長の言葉も聞いておりますけれども、便宜上、きょうはそうに呼ばさせていただきます。

この四万十市の事業の趣旨、目的といたしまして、次のように位置づけております。

本事業では、市産材を用いた住宅を建築する際に、市産材購入に要する経費を補助することにより、市産材の利用を喚起し、四万十市の林業の持続的な発展と雇用の拡大を図るとともに、地域全体の活性化を推進することを目的とすると、うたっております。

さて、今、前段で私が申し上げた、市産材を利用して建築された住宅に補助をするということの意義と波及効果につきまして、中平市長の御所見を賜りたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

市産材の利用促進に関しましては、森林の保全や林業の持続的な発展が見込まれるなど、本市の林業振興に資するものであると、そのように考えているところでございます。

宿毛市では、年間に60件ほどの住宅が新築されておりますが、市内に家を建て、そして生活していただけることは、税収のアップにつながることはもちろん、地域経済の活性化にとりましても、非常に重要なことであると、そのように認識をしているところでございます。

住宅を新築する際、補助事業があることで自己負担が軽減され、その結果として、地元産の木材が利用されることになりまして、一定の事業効果が見込まれるものである、そのように考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） 市長、今言われた60件ですけれども、大手ハウスメーカーも入れて

の話ですかね。わかりました。

そこで、予算措置につきましてでございます。

私が調べたところでは、四万十市では平成27年度では、上限100万円掛ける15棟分掛ける国庫補助率2分の1と、こうなっております。

こうした市産材活用事業におきまして、国から何らかの名目のついた補助金があるのでしょうか、それをお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

四万十市が実施をしている事業につきましては、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金を活用して実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） あるということでございますね。

四万十市の担当課に尋ねましたら、この2分の1の国庫補助が、だんだん実は下がってきておまして、今は約38%になっているそうでございます。

しかし、国庫補助は少しずつ下降はしましたけれども、今でも38%補助されることは、これは大変ありがたい。

例えば、年間平均で15棟分の補助申請があるといたしましても、これは計算ですぐ出ますけれども、100万円掛ける15棟分掛ける38%補助ですから、1,500万円予算を組みましても、およそ570万円の国庫補助が受けられるという計算になるわけでございます。

ですから、実際は970万円の市費で済みます。そして住宅を建てると、翌年から固定資産税の納付も始まります。年間15人の市民が住宅を建て、これが10年たちましたら1,000万円ほどの税収が見込まれます。

妙な話で恐縮ですけれども、10年先はこの税収だけでこの事業が賄えるということになるのでございます。

これは余談でございますけれども、本年9月から森林環境譲与税の支給が始まります。配分額は、私有林の人工林面積、林業の業者数と人口、この3要素をもとに決められるわけですが、自治体によっては、相当の差がございます。

宿毛市の2019年度から2021年度の3年間の支給額は、大体1,800万円。2033年度からは、6,135万円と新聞に載っております。

しかし、この森林環境譲与税は、使い道が法律できちんと定められておまして、この譲与税は個人建築の補助には一切使えません。したがって、今のところ、市産材利用促進事業を施行するには、単独事業しか方策がないというのが実情でございます。

しかし、先ほど申しましたけれども、国庫補助が対象となる事業は、産業振興課の谷本課長が言いますには、単独事業という呼び方は適正でないようでございます。

しかし、ここはまだ、重複しますけれども、便宜上こういう言い方をさせていただきます。

長くなりました。質問3に移ります。

この循環する経済政策について、市長にお尋ねをいたします。

宿毛市には、小深浦に西部木材センターがございます。こうした木材センターは、高知県内では5カ所ございます。県中央に3カ所、窪川と宿毛に各1カ所ございます。

窪川と宿毛のセンターは協同組合となっております。中央は個人経営になっているセンターもあると聞いております。宿毛の木材センターは、現在、6人の業者が、ある任期をもって理事長1名、理事5名という合議制をもって経営をしておられます。昔は20人近い業者が参入

してありまして、売り上げは年間20億円ぐらいあったということもお聞きしております。

それが現在では、6人になっております。それであっても、年間売上高は、大体4億円近くあるそうでございます。

県外から業者が年間を通じて、結構な人数が買い付けに訪れて、市内の宿泊施設の利用も、一定数あると聞き及んでおります。

これはきのうの市長の答弁にもありましたけれども、近年はこの木材の単価が下がりがちで、業者の経営もなかなか厳しい、これが現状でございます。

また、大手ハウスメーカーに依頼をして、マイホームを建てる人も相当数ふえました。地元木材を全く使わない住宅が、次々に建っております。

今では、この純和風の建築ができる大工さんも随分減ったということも聞いております。しかし、往時と比べて落ちたとはいえ、また価格が下がったとはいえ、年間4億円近い売り上げのある産業は、宿毛では貴重な産業であるといえます。

さて、この市産材利用促進事業に関しまして、材木を扱っているある業者の方に、私も尋ねました。この市産材を利用して建築した建物に補助が出るという施策に賛同しますかと。その方は、それは少しでも木材産業を続ける上では、大変ありがたい、と申しておりました。

当然ですけれども、四万十市産材利用促進事業は、地元建築業者を施工者とすることを義務づけております。年間平均で、20棟の新築される方が補助を申請するそうでございます。

もちろん、当該市に住むことが必須条件でございます。

補助がいただけるなら、大手メーカーに依頼しようと思って行った方も、市産材の住宅に決めたという例も、結構あるとも聞いております。

こういう施策は、業者にも家を建てる市民にも、恩恵あることですし、水道店、電気店、左官業と、みんなに仕事が行き渡ることにもつながります。

そうして居を構えるということは、その地で人生を生き、その家で子育てをし、生活を一生おくるということにもなります。

また、長い目で見れば、固定資産税として、やがて市に税を持って帰ってまいります。このような循環させる施策は、非常に大事だと思います。

市長は、こういう循環する施策について、この重要性、必要性について、どういうお考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

循環する施策についてということでございます。

補助金として支出したものが、さまざまな形で地元経済に波及をし、そして市の税収増にもつながるといふ取り組みにつきましては、地域経済によい影響を及ぼすものだというふうにご考えております。

また、そういった形で、いろいろな形で補助をするということは、効果的だといふふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） なかなか簡潔な、短い答弁でありありがとうございます。

次にまいります。

それでは、地域の地場産業への視点とその育成について、御質問をいたします。

実は、県都から西方面の市町村で、この市産材利用促進事業を施行している自治体は、四万十市、四万十町、土佐清水市でございます。

四万十町には、協同組合形態で運営している

木材センターがごございます。先の質問で紹介したとおりでございます。

そして、この宿毛市にも、同じ経営で運営している西部木材センターもごございます。

四万十町にはあつて宿毛市には、市産材利用促進事業というものは、いまだにございません。いまだに手をつけようという気配も、影も形もございません。

改めて考えてみますと、まことに奇妙なことではありませんか。県下にたった5カ所しかない立派な木材センターのうちの一つが、この宿毛市にあるというのに、このあたり、私は責めているわけではありませんけれども、地域の産業を守り育てるという視点が、もう少しあってもいいように思いますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

責めているわけではないということでございますので、責められていないという思いで、お答えをさせていただきます。

事業実施に関しましては、宿毛産木材の供給量の把握や、関係機関との調整など、クリアすべき課題や、準備作業に一定の時間が必要になるというふうに思っているところでもございます。

また、事業の実施効果についても評価する必要がありますので、情報収集などを継続していきたい、前向きに情報収集をしっかりと集めていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） 今回は1問の質問でございますので、早い時間に終わりそうでございます。御勘弁のほど、お願いします。

そこで、四万十市産材利用促進事業の四万十市の要綱ですね。これについて、抜粋をして御紹介をしていきます。

まず、第3条としまして、1番、市産材とは、四万十市内で産出した木材で、市産材証明書により、そのことが証明された木材をいう。

2、市産材証明書とは、登録業者が市産材であることを証明した書面をいう。

3、登録業者とは、市産材を取り扱い、販売するものの中で、市長が適当と認め、これを登録したものをいう。

次に、補助交付の条件といたしまして、第4条、1番、市内に住所を要する者、または市内に住所を要することになる者。

それから2番、助成を受けようとするものが市税について滞納がないこと。

3番、住宅建築後、当該住宅に引き続き居住すること、または居住する予定であること。そして、交付対象となる住宅についてでございますけれども、第5条は、建築工事の着工前であること。

2番、市内に建築する延べ床面積が50平方メートル以上の木造。

それから、3番が、1坪当たり0.4立方メートル以上、主要木材として用いられる市産材を使用することと、こう規定がございます。

そのほかに、これは余り大したことではないんですけども、補助対象金額といたしまして、1番、杉を用いた場合は、1立方メートル当たり5万円とか、あるいは2、杉以外の樹種を用いた場合は、1立方メートル当たり7万円と、こうございます。

少し中を省略しまして、第6条には、補助対象金額が100万円を超える場合は、100万円を補助金額とし、超えない場合は補助対象金額を補助金額とすると、こうございます。

紹介した要綱の最初のところに規定されてお

りますように、まず、この登録業者を選定して、中平市長がこれを認めることから始めなければ、この事業は一足も前に進まない、ということになるわけでございます。

四万十市は市産材利用促進事業を平成23年度から施行しております。今から7年も前から、当市に先んじて始めておまして、施行前の数年間は、恐らく研究、準備期間が当然あったでしょうから、おおよそ10年おくらせておりますから、この事業を立ち上げるには、相当なタイムラグがございます。

このタイムラグへの認識と今後の展望について、ぜひ前向きな御所見をお聞かせいただきたいでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

る説明をしていただきました。そういったことも含めまして、しっかりと情報収集などに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

答弁繰り返しになりますが、いろいろな情報を収集する中で、当然、いろいろな関係機関との調整。先ほど、業者の選定もありましたが、そういったことであるとか、そういったものに一定の時間が必要になるというふうに思われます。事業実施効果についても、さらに評価を検証しながら、しっかりと前に進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

しっかりと調査をしてまいります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） 早やくも最後の質問になりました。もうちょっとやりたかったですけれどもね。

ここからが長いんですけども、聞いていただきたいと思えます。

今回、私の質問はこれで最後になりますけれども、平成27年度四万十市産材利用促進事業の要綱一部改正について、御紹介してまいります。

そうして、こういう施策がなぜ市職員の育成につながる理由になるかについても、あわせて触れてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

四万十市は平成27年度に要綱の改正を、一度行っております。主な改正点は2つございまして、1つは補助対象部材の変更がございます。これは、平成26年までは補助対象部材の指定は全然なかったんです。ところが、平成27年改正で、土台、大引、はり、火打、筋交い、かもし等々、わざわざ全部で18の部材を指定しておまして、これを補助対象部材としております。

こちらの改正は複雑化したように思えるので、私は当該課に電話をいたしまして、これだけ複雑化にしましたら、申請書類が煩雑になって市民から苦情が出ませんか、私は聞きました。すると、全くありませんという、当該課の担当者の答えでございました。

これは、建築業者はこの事業の意義をよく理解しているのではないかと、自分なりの解釈ですよ。そしてまた、四万十市はこの施策の意義について、よくよく市民に理解を得る努力を、何年もしてきたのではないかと、漠然とですが、私はそんな印象を持ちました。

もう一つの改正は、延べ床面積によって交付条件が、それまで3通りありました。80万円、110万円、そして最大で150万円となっていたものが、一律0.4立方メートル以上であれば、上限100万円を補助することに変更になりました。

こちらの改正のほうは、極めてシンプルになった印象を受けましたが、これまでは最大で1

50万円、中間の延べ床面積でも110万円であったのですから、これは明らかに後退したものとと言えます。

私は、この2つの改正、つまり補助対象部材の変更と、延べ床面積ごとの補助上限単価の変更について、なぜ部材をわざわざ指定し、支給される補助は100万円でくくったのか、その関連を知りたくて担当課に尋ねました。

課長か補佐か係長か、そういう立場の男性職員に対応していただきました。

その職員の説明を聞くうちに、私はこの人は、市産材利用促進事業に当初からかかわった人ではないかとわかりました。

この事業の目的と趣旨を、とにかく完璧に理解をしておりましたから。

補助対象部材を指定したのは、こちらの18項目の部材では、市から支給を受け、残りの県産材につきましては、県から補助をもらっていただければ、つまりうまく区分けをして、市と県と両方から支給を受け、ケース・バイ・ケースではございますけれども、多少とも多目に、市民が補助を受けられる可能性があるので、こうした改正になった、という説明でございました。

補助が100万円になったのは、職員が言うには、当市もなかなか財政課に言われますからと、こう言うんですね。

なかなか含蓄を持って、そういうふうにご答えていました。もう少し補助金を君、下げられないか。こういうふうに詰め寄られると。

しかし、その職員は、100万円以下は絶対に引かないと、食い下がったのではないかと。

なぜそのように私が感じたかといいますと、100万円以下の補助金にまで下がりますと、例えば50万円とか60万円になりましたら、建築を請け負った業者の大工さんは、その補助金額相当分を値引きするようなことも想定され

るんですね。

ところが、100万円だと、なかなか値引きしにくい。また値引きで対応されますと、この事業の本来の目的から外れることにもなります。

そんなことを具体的に、担当者が私に話したということではございませんけれども、話す言葉のニュアンスから、それが私には読み取れたわけでございます。

しかし、これは私個人の印象なので、誤解なきようお願いいたします。

さて、補助金額が下がった。しかし、補助対象部材をわざわざ18項目を指定して、少しでも多くの補助をもらってほしいという思いで、この改正をのんだのだと私は思い、ちょっと感じ入ったわけでございます。

財政課から詰め寄られるのは、宿毛市も同じでございます。けれども、市民のために、彼や担当課は一矢を報いたと、私は感じて、深く感じ入ったわけでございます。

宿毛市産材利用促進事業は、すぐにはできない事業と、私も当然思っております。準備期間も一定かかるでしょう。しかし、こういう事業を立ち上げることは、箱物を建てるハード面の事業と比べまして、むしろ苦労が伴うのではないかと。こうした事業、住民福祉に資する事業、やりがいと情熱が職員の胸中に醸成されていなくてはできないことだと、私は思いました。

こういうソフト面の事業の推進は、仕事を通じて、職員をも、むしろ育てていくのではないかと、私としては、ぜひ早く研究検討を始めて、この事業の展開を図っていただきたい。

長くなりましたけれども、こうした事業の重要性と、職員育成の観点から統括した上で、最後に市長の御所見を承りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

答弁、用意したものは短いのですが、少し長く答弁をさせていただきたいと思います。

職員の育成に関しましては、議員説明の市産材利用事業に限らず、既存事業にも情熱をもって取り組むことが大切だろうなというふうに思います。

それと、どうしても職員、ローテーションといますか、何年かしたらほかの部署にかわるということもある中で、どうやって専門知識をしっかりとった、専門職のような詳しい職員を育てていくのか、そういったのも日ごろから考えながら、させていただいているところでもございます。

そういった形の中で、議員御紹介ありましたように、非常にその事業に対して精通をしている。また、議員のほうから、そちらの方に直接お電話でお聞きをして、こうやって議場の場で紹介していただくということも、本当に私たち、本市にとって大切なことだろうなというふうに思いながら、聞かさせていただいておりましたので、しっかりと当市にも生かした形で、これから取り組みをさせていただきたい、そのように思っております。

自分も市議会議員の出身であります。いろんな自治体に行って、いろんな事業を拝見させていただいてきました。全国いろいろなところに行ってきたつもりでございます。

また、そういったところで、インターネット上の情報では、本当にきれいな文章として載っておりますので、なかなかわからない部分が、そこに行って話を聞く、また電話でお話を聞くことによって、また見えてくる部分があるのではないかなというふうに思いましたし、また聞いた言葉だけじゃなくて、議員のように、自分としては、その言葉を捉えて、こういうふうな背景があるんじゃないかなというふうに、また

想像しながら、話を理解していったということは、非常に大切なことだと思います。

何事においても先入観を持たずに人の話を聞くというのは、必要なことだというふうに思います。

そういった形の中で、非常に共感した部分もありますので、しっかり取り組みを進めていきたい、そのように思っております。

事業の実施に関しましては、木材購入に対する補助制度のみではなくて、林業従事者の確保や育成、原木価格の向上や販売拡大など、林業全体の活性化に効果的な事業を実施できるように、全体のことを見ながら、今、議員から御示唆のあった部分も加えて、それからもう少し広い視野で、しっかりと調査研究をする中で形にしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 6番山岡 力君。

○6番（山岡 力君） 甚だ短い質問でございました。30分足らずでございましたけれども、久しぶりにやりました。

本当に市長の丁寧な御答弁、どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

-----・-----・-----

午前10時44分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 2番、堀の一般質問を始めます。

最初に、今回の一般質問の中に、6月議会と同じ題材で質問となっているところもあります

が、検証の意味も含めまして、質問させてもらいたいと思います。

まず、防災対策の中の南海トラフ地震対策について。

1つ目の長期浸水対策事業について。

8月半ばからです。小深浦の野球場に通じる堤防、高砂のクリーンセンターの裏側、片島の海風公園入口と、3つの堤防の工事が始まって、今、高知県は業者を交えて工事説明会を9月中に行なおうとしています。前回も県との協力体制の話を見せてもらいましたが、この件話を聞いているのか、連携はできているのか、市長にお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

6月議会からの検証ということでございますが、3カ月ほどの間でございますので、特に変わったことはございませんし、またそのときの答弁をした内容で、現在、動かさせていただいているところでございます。

宿毛市は、南海トラフ地震に伴う広域的な地盤沈下及び、津波により中心市街地が広範囲かつ長期的に浸水することの対策の一つといたしまして、高知県に海岸堤防の耐震化のかさ上げを要望し、県による海岸堤防の地震津波対策の工事が、平成29年度より進められているところでございます。

これは3カ月前にお話ししたことでございます。

本年度は、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の平成30年度2次補正、及び平成31年度の予算で、計約14億円の事業費で繰り越した補正予算分の約9億円の工事を、新田海岸、宿毛湾港海岸、小深浦海岸の3海岸で発注したことを聞いているところでございます。

また、今月にある工事の説明会に、宿毛市も参加する予定にしている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） それでは、私が県や業者とのやりとりの中で聞いた話によりますと、今現在、設計されている工事でも、地域の要望があり、可能な範囲の中で変更もできるといわれていました。

小深浦の片島中学校から球場方面へ向かう市道は、生徒も多数通学されている場所で、道幅が狭く、大型トラックが頻繁に行き来して、非常に危険な場所です。

今回の設計では、この図面に青く塗ってある市道に隣接した堤防では、波返しと道路の間に50センチの高さがあります。幅は2.5メートルの平地ができると聞きました。ここにある赤い部分の、現市道のかさ上げにより、道幅を広く利用できるのではないかと、高知県と連携し、対応できないかお伺いしたいと思います。

市長にわかりやすいように、この青い部分が波返しで、この部分が管理道、ここの高さが50センチ、ここは市道になります。この赤い部分の市道のかさ上げによって、道幅を広く利用できるというようなことができるかということです。お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

また、丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

おっしゃられている道については、私も地元でありまして、片島中学校に3年間通っていましたので、あそこは通学路として、毎日通っております。

また、そのころは、海のほうはもう少し繁華

だった。寂しいことに、今も、大型トラック等が通っていますが、以前、私たちが通学しているところは、非常に交通量の多い道でして、まだ片島中学校前のポンプも今のような形ではなく、あそこの道がもっと狭くて、実は海の上に歩道がついているような状況でして、冬は必ず、片島中学校の前で自転車をおりて押さないと、道が凍って、必ずみんながそこで転ぶといった難所でもありました。

そういった形の中で、時代を追って、少しずついろんな環境がよくなってきているんですが、堀議員言われるように、まだまだ手を入れないといけない、そういったところがあるということだというふうに認識をしているところでございます。

市道片島西町線の片島ポンプ場北から、市営球場へ迎う小深浦海岸につきまして、今いったところですが、新たにできるかさ上げした波返しと、それから市道志沢尾片島線との間に、幅2.5メートルの一段高い平地ができる設計であるということで、先ほど説明をいただきました。

幅員約5メートルの市道をその平地までかさ上げすれば、道路幅員が広がりますが、背後地の条件変更で、津波に対する設計が変わることや、コンクリートで補強する設計となっている市道部分の工事費についての負担区分や、補助事業となるのかなどの、さまざまな課題があるというふうにも聞いているところでございます。

市道部分の工事は、次年度以降というふうに聞いておりますので、本年度に県と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、議員も冒頭でおっしゃっていただいたように、可能な中での変更というふうにお聞きをしておりますので、この工事が可能かどうか、しっかりと協議をしていきたい、そのように思

っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

いろんな細かい制約や、今言われたように、予算のこともあると思います。できることとできないことがあると思いますが、できなければどういうふうな方法があるのか、子供たちが、市民が、安全安心で通れるような市道に、県との共同でよりすばらしい事業にしていきたいと思えます。

続きまして、2の避難タワー建設についてですが、6月議会で市長より、津波避難計画を見直す中で、必要性があれば検討するという趣旨の答弁をいただきました。その後、津波避難計画はどうなっているのか、市長にお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これも短いスパンの中での話になりますので、限られたお話にはなりますが、本市における津波避難に関しての基本的な対応を規定しております、宿毛市津波避難計画改定に関する業務につきまして、本年6月議会におきまして、予算議決をいただいたところでございます。

その後、業者選定手続を経て、8月16日にコンサルタント業者と契約を締結し、先般8月30日に業務を所管する危機管理課と、業者担当者が第1回目の打ち合わせを行い、今後の業務計画の確認や、必要資料の提供等を行ったところというのが、現在の状況でございます。

委託工期といたしまして、令和2年の3月20日までとしておりますので、今後、担当課におきまして、委託業者との連携を密にする中で、業務を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 先般、片島区では黒潮町に行き、防災対策の研修を受けました。

防災地域担当制度、戸別津波避難カルテづくりなど、独自の方法があり、大変参考になりました。

研修後、2基の津波避難タワーを見学させていただき、いろいろ説明を聞き、改めて避難タワーの必要性を感じました。

今後、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思っています。

余談な話にはなりますが、黒潮町は6基ある津波避難タワーですが、これが完成形でなく、ほとんどのタワーはいつでも見学が、誰でも自由にでき、避難する意識を常に持つことが大事だと話されていました。

この9月6日の高知新聞で、町総合防災訓練が行われ、佐賀中学校の生徒が呼びかけて、車椅子の高齢者が避難タワーへあがる記事がありました。

防災訓練では、中学生が高齢者に直接参加を促す訓練は、全国的にも珍しいそうです。

黒潮町の担当職員が教えてくれたのですが、この訓練は平日の小学生、中学生、特に高校生に、参加してもらうよう、高校生が通学でそろった時間帯に行うのだと教えてくれました。

津波避難に関連して再質問をさせていただきます。

津波避難タワーとあわせて、津波から避難するには、津波避難道も重要になってきます。その中で、既存の避難道は地震時に崩れてしまう可能性があるのではないかと、不安に思う箇所がたくさんあります。

そこで、今回の津波避難計画の見直しの際には、避難道の見直しについても検討することができないか、市長にお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

1点、6月議会の予算を議決いただいたときに御説明をさせていただいた内容とも重なる部分があるとは思いますが、先ほど答弁いたしましたように、宿毛市津波避難計画につきましては、本市における津波避難に関しての基本的な事項を規定しているものでありまして、津波避難道についても、当然、計画の対象となっているところがございますので、見直しということになります。

また、先ほど、黒潮町のお話も聞かさせていただきましたし、また報道のほうで見させていただいたところでもございます。

御存じのように、黒潮町というのは、全国に先駆けて、先進地としていろいろな取り組みを進めているところでございまして、また、国際的にも津波に関して、津波の日とか、世界中から子供たちとか、学生たちが集まって、いろいろな研修をしたりとか、そういった土地柄とか、そういったところでもありまして、本当に参考にすべき点が多々ある、そういった自治体だというふうに、自分も近くですけれども、認識をしているところでもございます。

また、津波に関しましては、どこの地区も、当市もそうですが、これで完成形というものはございません。当然、南海トラフの地震が発生して、津波が来て、またその後、復興するまでの間、しっかりと前にどんどん進めていかなければならない。立ちどまって、これで完成形ということはあるわけがない、そういった、本当に厳しい対策を迫られている、そういったものでございます。

そういった観点も持ちながら、しっかりと計画をつくり上げていきたいというふうに思っているところでもございますし、また一定時期で、計画の変更をどんどん立てていかなければなら

ない、そういうふうを考えているところでもございます。

そういった中で、今回の計画見直しに際しまして、特に津波避難道に関連する事項といたしましては、これまで高知県が主導し、各地区にも御協力いただきながら、実施してきた津波避難路の現地点検結果の反映や、津波避難道等土砂災害特別警戒区域調査結果との重ね合わせ等による安全確保対策の必要な区間の抽出等も実施することとしているところでもございます。

津波避難経路の見直しによりまして、宿毛市の防災対策の一層の充実につながるように、当然、取り組みを進めていく、そういった計画でございますので、ぜひ御理解をいただき、またいろいろな協力もいただく中で、地域の方々と一緒に上げていきたい、そういうふう考えているところでございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ぜひ、狭い幅の階段やスロープの設置など、お年寄りにも優しい避難道の見直しをお願いしたいと思います。

次に、ウの大島橋建設について。

本議会でもたびたび取り上げられてきた大島橋の建設についてですが、いつごろになるのか伺いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大島橋について、お答えをさせていただきます。

市道大島北線の大島橋は、昭和51年に架設された橋長31メートル、幅員8.8メートルの、大島地区にかかる唯一の橋梁でありまして、南海トラフ地震や津波の影響により、重大な損傷を受けた場合には、避難行動の支障となり、大島地区が孤立することなどが想定されているところでもございます。

大島橋につきましては、平成28年度の定期点検では、予防保全段階である判定区分2と判

定されていますが、平成29年度に鋼管橋脚の水中部分を、超音波探査によりまして肉厚測定を実施したところ、40%程度の腐食が確認されたため、早目に措置する必要があると診断されているところです。

このことから、大島橋は宿毛市が管理する橋梁の中でも、特に優先的に対策を実施する必要がある橋梁の一つと考えておりまして、現在、施工中である市道新田1号線の廻角橋の施工完了後に、大島橋に着手する予定となっております。

なお、廻角橋は社会資本整備総合交付金により、事業実施中で、今年度に橋梁下部工を予定しております。

そして、引き続き橋梁上部工取り合わせ道路改良工事が必要で、交付金の配分状況にもありますが、大島橋の建設には、令和4年度以降に着手する計画となっているところでございます。

当然、社会資本整備総合交付金、しっかりとつけていただくように、日々、いろんなところに要望、陳情等をしているところでもございまして、しっかりと計画どおり進めるよう、努力をしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 先日、高知県より大島小学校付近の堤防の耐震化について、令和2年度の予算で、設計の要望をしたいと聞いています。市が、今言われたように、大島橋の建設を予定しているのであれば、県の堤防かさ上げ工事等と同時に施工するなど、県と連携して、作業のやり直しがないようにすべきではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

堀議員は、議員と同時といいますか、同じく

して地元片島の区長という立場もありますので、その工事についてはお詳しいのではないかと思います。

改めて私のほうから説明をさせていただくということで、少し失礼な部分もあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

大島小学校付近の堤防耐震化につきましては、事業主体となる高知県より、令和2年度に概略の設計を行うべく、予算要求を実施し、地元や関係機関等と調整をしていきたいと、そのように聞いているところでございます。

高知県の行う堤防耐震化事業につきましては、全体を3期に分けて整備をする計画でありまして、優先度1から優先度3の区間があります。これ、優先度1から工事をするというところでございます。

大島橋の片島側の堤防は優先度2、大島側の堤防は優先度3の区間となっております。現在、事業中の優先度1の区間の工事を完了するには、あと数年必要なことから、現時点での工事時期等の調整は困難であります。今後、両事業の進捗に合わせて、必要な調整を行うなど、県と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

要するに、まだ1の区間を工事していますので、今言われた工事は2の区間になりますので、まだ先だという話でございます。それに向けて、調整をしていきたい、そのように思っております。

自分たちが今考えている橋の工事にかかる時期と、同一もしくはそれよりも以前に、その工事が行われるということは、今のところないのかなというふうに想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

防災対策については、それぞれの対策で、地域で話し合いも進めていくことになると思いますので、地域と県と一緒に協力して、よりよい事業になるようにしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2の教育対策の学校統合についてですが、この問題も6月議会で質問させていただきました。まずは、宿毛小中学校の統合が片づいてからだと言われました。

8月25日の大島小学校の愛校作業のあと、8月29日の片島中学校での役員会の席で、私はたまたま出席しておりましたら、学校統合の話が教育委員会がするというので聞かせてもらいました。

ほかの学校でも説明していくと、教育長が話されていまして、ほかの学校の説明会の状況を、教育長に教えていただきたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答え申し上げます。

教育委員会におきましては、児童生徒数の減少に伴う学校の適正規模、適正配置の問題や、安心安全な施設の整備などの諸課題を解決をし、子供たちによりよい教育環境を提供することを目的として、宿毛市立小中学校再編計画を策定をしているところでございます。

今回、今後発生する南海トラフ地震への対応や、義務教育の9年間を見通した系統的な教育活動により、教育効果を高める小中一貫教育を推進する観点等から、再編計画の見直しに着手をしているところでございます。

議員先ほど御紹介いただきましたように、これまで大島小学校初め片島中学校、あるいは小筑紫小中学校、平田小学校、山奈小学校等で、保護者の皆さんを対象に説明会を開催をして、さまざまな御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 2会場で小中学校の再編計画案の話聞き、大島小学校、咸陽小学校、片島中学校を統合、平田小学校、山奈小学校、東中学校を統合して、今、教育長も言われたように、9年間で子供を育てる小中一貫教育を進めると、そういうお話でした。

また、地震、津波の影響のある西部を先に考える。優先順位は、子供の命を守る、そういうふうに考えてくれて、私も賛同しますが、計画表を見ますと、早く令和10年に統合という案になっています。保護者の話の中でも、高台への適地調査を早く進めて、計画の早期実施と言われていました。

その点についての考え、どうでしょうか、教育長。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の再質問にお答え申し上げます。

今回、保護者の皆様に、教育委員会の案としてお示しをした学校の再編の枠組み、議員御指摘を、今いただきましたように、東部、それから西部においても、小中一貫教育を進めていく上の教育環境として、今回、宿毛小中学校で建設を行っているような、施設一体型が望ましいであろうと、そういうこと。

それから、特に西地域においては、津波の浸水域であろうということから、高台に適地を確保して、高台移転が望ましいということ、そういったことを含めて御説明申し上げます。

それで、教育委員会の枠組み、年次計画というのは、これはあくまでもたたき台ですということは、全ての保護者の皆さんに御説明を差し上げました。

教育委員会としては、議員御指摘のように、特に津波浸水域のある学校については、できる

だけ速やかに、早急に高台移転なり、改築が望ましいというふうに考えております。

ただ、一方で東部地域の学校の保護者の皆さんからは、何でこれだけ遅くなるんだと。統合とか再建には大賛成だという保護者がかなり多くございました。ただ、東部地域は令和12年度を目途にということをやっています。

その説明の中に、宿毛小中学校の建設費も、かなり大きな金額もございます。一方で片島中学校と大島小学校、咸陽小学校の統合小中学校も、一定の規模の事業費が要るように思われま。それから東部も同じです。

それを一気に、短期間に宿毛市の財政状況を考えてときに、行うことはなかなか厳しいであろう。ですから、こういう、一応たたき台として枠組みを提示させていただいておる。

ですから、教育委員会も、市長部局と協議をさせていただきながら、市長部局の御理解もいただいて、一日も早く改築を手前でとれるようには、精いっぱい努力をしていきたいという説明をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） さまざまな保護者、地域、いろいろな意見、話も聞いていただいて、よりよい学校の統合に向けて、前に進んでほしいと思います。

次の質問に移ります。

3の観光振興対策について。

1の咸陽島の観光についてです。

観光についても、6月議会でも話をしましたが、余りにも範囲が広い質問をしましたので、今回は咸陽島を中心とした観光についての質問をさせてもらいたいと思います。

宿毛市の観光を考えると、沖の島の海と咸陽島の自然がすぐに浮かんできます。

3月後半から4月にかけて、大島桜公園の桜は見事で、山の上にトイレがあったらいいねとか、展望台があればいいねという話も耳にしますが、まずは咸陽島公園の現在ある施設で、今ある施設での活用方法を考えてもらいたいと思います。ビーチバレー場は、負の財産とは言いませんが、もちろん宿毛高校バレー部がそこで練習して、例年、高知県代表となっている活躍もあるのですが、もっともっとアピール、活用できるのではないかというふうに思います。

市長が6月議会で、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画の中で、サイクリングコースづくりを計画していると話されていたので、道路整備はもちろんのことですので、それ以外の具体的なアピール方法があればお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の質問にお答えをさせていただきます。

また、何かアピールをということでもございます。今の計画、また取り組みについて、御説明もさせていただきますが、また議員のほうからも、ぜひこういったことをしたらどうかというようなお話も、ぜひ聞かさせていただきたいな、そのように思っているところでもございます。

咸陽島は魅力ある観光資源の一つと考えておりまして、本市といたしましても、咸陽島が有するポテンシャルを有効に活用すべく、咸陽島公園や大島桜公園などの整備を進めているところでございます。

本市や、宿毛市観光協会のホームページ、四万十足摺エリア体験ガイドブックの配布、雑誌等の広告媒体を活用した情報発信など、咸陽島を含めた体験型観光を広くPRしておりますが、まだまだ足りていない状況にありますので、今後あらゆる機会を活用し、さらなる情報の発

信に努めてまいりたい、そのように考えております。

また、現在、大島桜公園内にサイクリングコースの整備を進めております、御紹介のあったところでございます。

完成後は、咸陽島公園や椰子などとあわせてPRしていきたいと、そのように考えているところでもございます。

咸陽島公園につきましては、絶好のロケーションに加えまして、公衆トイレや温水シャワー設備が設置されていることから、現在もキャンプシーズンには、多くの方が訪れておりまして、将来的には、現在の遊休スペース、使われていないところを有効に活用し、キャンプ場など、観光施設として機能強化を図ってまいりたい、そのようにも考えているところでございます。

私自身も、何回か咸陽島に、特に夏、それから5月の連休に行かさせていただきました。特に5月の連休には、SNSを通して、咸陽島にすごい人がいると、すごくにぎわっている。とめるところがないと、いろんな情報が流れているくらいにぎわっていたところでもございますし、議員もおっしゃるように、非常に、魅力ある観光施設というふうに、自分たちも位置づけておりますので、しっかりと取り組みを前に進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） いろいろなアピールの仕方を考えていってもらいたいと思いますが、自然をアピールするには、美しいまちづくりが必要だと思います。

私も何週間か前に咸陽島を一周しましたが、道路横に草が茂り、車で通りづらい箇所もありました。夏場は特に草の量が多く、椰子に向かう道路わきにも草がたくさん茂ってありました。

そういった面で、咸陽島の環境整備について、市長にもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

咸陽島の環境整備というお話でございますが、あそこ、堀議員地元でも、近くでもありますのでよく御存じだと思いますが、もともと地名としては、咸陽島というのは前の島なんですね。咸陽島は咸陽島公園でありますので、当然、咸陽島公園の整備、しっかりしていかなければならないと思いますし、またそこに通じる道であれば、大島の市道であったりとか、そういった生活道であったりとか、そういったもののかなというふうに理解をしているところでございます。

観光地における環境美化の取り組みは、観光客の観光地に対するイメージ形成に深く関与しているというふうに、自分は感じて、思っているところでございます。

この重要性は、これまで以上に高まっていくものというふうに考えておまして、宿毛市といたしましても、宿毛でお花おもてなし事業とか、各市民の方々、市民団体の方々をお願いをして、広く宿毛市の環境美化に努めるとともに、お花を植えていただく、そういった事業も進めているところでもございます。

咸陽島周辺におきましては、地元の大島地区や宿毛ロータリークラブなど、さまざまな団体や個人の方々の協力をいただきながら、関係課が連携し、環境美化に努めているところではございますが、市が管轄するエリアは広大でありまして、十分な対応に至っていない、そういった現状もあります。

今後におきましても、関係団体や地域の皆様からの御協力を得ながら、観光地における環境美化を、これまで以上に推し進めてまいりたい、

そのように考えております。

そうすることで、来た方々が、それを宿毛市のイメージとして捉えていただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、この点については、さらに力を入れていきたいというふうに思っておりますので、また加えて地元の方々の御協力も、この場をおかりいたしましてお願いしたい、そのように思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

観光の課題は本当にたくさんありますが、一つ一つ片づけていき、より多くの観光客に来ていただけるようにしてほしいと思います。

続きまして、次の質問ですが、ドッグランについてであります。

県は二、三年前に、海風公園内にドッグランの建設を進めていきましたが、住民の反対により断念したようです。その後、市の担当課長のほうへ、団体の代表の方からサニーサイドパークへ建設のお願いがあったと聞きました。その後の協議でどのようになっていったのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民の方々が、宿毛市の課長というお話でしたか、宿毛市の担当課のほうに来てお話をされた、その後どうなっているのかということですが、このドッグランについては、少し経過がございます。

そういった形の中で、ドッグランの建設につきましては、平成27年に市民団体から、高砂の海風公園の所管である高知県に対しまして、建設を求める旨の要望書が提出されまして、県が建設工事を計画しましたが、先ほど議員もおっしゃられたように、近隣住民の反対もあり、

建設には至っていない状況であります。

そういった中、このことに関しましては、私も議員の当時からかかわってきたことでございまして、内容については、詳しく承知をしているところでもございます。

こうした経緯の中、昨年、同団体から、サニーサイドパークや咸陽島公園などへの建設を検討できないかという要望をいただいております。

両施設とも、今後、整備や改修を検討している施設ではありますが、現段階では、ドッグラン建設の具体的な計画はない、そういった状況でもございます。

ドッグランは、市民だけのニーズにとどまらず、観光客など、市外からの利用者も見込まれ、交流人口増加につながる可能性のある施設であるというふうに考えておりますが、建設につきましては、施設管理の問題や、地域住民の理解、特に近隣住民の理解が必要なことであるとか、さまざまな課題を十分考慮した上で、慎重に検討する必要がある、そういった施設だというふうに考えております。

海風公園で、一度建設に向けて予算も取った上で、なかなか実施ができなかった事業でもありますので、そういったことにならないように、しっかりと検討、協議を進めながら、そういったドッグラン建設を望まれている団体の方々ともお話をしながら、前に進めてまいれたらなどというふうに思っているところでございます。

なお、ドッグランにつきましては、大型犬と小型犬をなかなか一緒のところでは走らせるというか、遊ばせることができないということであるとか、施設等に、どういうふうにつくり上げていくかということもありますので、どの程度の施設が望ましいのか、そういったことも協議を進めていく必要があるかというふうに考えております。

幾つか課題はありますが、また協議は前に進

めていければなというふうに考えておるところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

サニーサイドパークは、市がこれから海の道の駅、渚の交番として、体験型観光の拠点として考えていますが、犬も観光客の一員と考えるなら、ドッグランの併用も考えていけば、非常におもしろい企画になるんじゃないかなというふうに思いますが、今、市長が言われたように、地域の理解を得られるようにするには、なかなか難しい問題もあるかもしれません。

もう一度、考えてみるということでしたので、検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

最後の質問になりましたが、4の飼い主のいない猫の対策につきましては、川田議員が、以前や今回の質問にもありましたので、重複する質問は控えますが、地域の中で猫の問題は深刻であります。

1カ月ほど前に、片島公民館へ迷いごの子猫を、可哀そうなので飼い主を探してもらえないかと連れてこられました。1週間ぐらい公民館で飼いましたが、二、三日してえさを食べなくなり、食べ物を吐くようになったので、猫好きの知人に連絡すると、すぐに来てくれ、様子を見て、動物病院に連れて行ってくれました。

熱中症だったみたいで、治療代も出してくれた方がいたり、二、三日だったら預かってもらえる人を紹介してもらったり、いろいろ動物好きの、ボランティアをしてくれる人がたくさんいることがわかりました。

その猫は、幸いにも里親も見つかって、元気に渡すことができました。

また、9月8日の夜、片島で生後1週間に満たない、そういった子猫が空き家の軒先で生ま

れました。家族に迎えてくれる方を募集します、というラインが届きました。

育児放棄なのか、親猫の姿がないとの連絡がありました。

こうして里親探しのボランティアの輪もふえてきているように私も感じますが、そこで市長に質問したいと思いますが、飼い主のいない猫の対策については、不妊手術を行うにしても、たくさんのボランティアの方がいないとできません。

行政として、動物愛護のボランティアの具体的な組織化に取り組む考えがないかをお聞きします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この件について答える前に、先ほどのドッグランの話ですが、議員のほうから、もう一度考えてみるということでございますからという話ありましたが、もう一度考えるんじゃないかと、検討をしていくということで、以前は県の施設として、県が取り組みをしまっていましたので、先ほど、私のほうから説明させていただいたのは、県の事業の取り組みが、地域住民の反対によってなくなったという話を聞いていますということでの説明でございますので、宿毛市としては、新たにと言いますか、検討をさせていただくということでございます。

猫のお話でございます。

まず、ボランティアとは、自発的に他人や社会に奉仕をする、そういった活動というふうに考えているところでございます。

動物愛護にかかわる方は、それぞれの考えのもとで活動をされている方がほとんどだというふうに思います。いろいろな考え方を持って、それぞれの思いで活動をしていただいている、そのように認識をしているところでございます。

そのため、議員が言われるような、飼い主のいない猫に対するボランティアの組織の考えにつきましても、組織化とか、そういうことにつきましても、本市では行政が主体的に取り組んでいくことは、現在のところ考えてはいるところでございます。

ただ、動物愛護に関するボランティアの方々が、日々の活動を行う中で、市として可能な限り、何ができるかというところはあると思いますが、可能な限り、支援をしていきたい、またそういったことを検討してまいりたい、そういう考え方は持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） ありがとうございます。

不妊手術の話ももちろんですが、猫と共存でき、より住みやすいまちづくり、多くのボランティアの協力を得て取り組んでいく課題なんだと感じました。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） これにて一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 早速、質疑に移らせていただきます。

議案第16号につきまして、4点質問をさせ

ていただきます。

議案第16号別冊にごございます、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、25目庁舎建設費の中にあります13節委託料1、146万2,000円、及び17節公有財産購入費につきまして、御説明をお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、三木議員の質疑にお答えします。

議案第16号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の14ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目庁舎建設費、13節委託料、事前工損調査業務委託料223万3,000円と、地質調査地盤解析業務委託料922万9,000円の委託の内訳、並びに17節公有財産購入費、土地購入費860万円の購入場所について、お答えをします。

高台造成地から流れ出す水は、県道宿毛城辺線の下を抜けた後、農地脇の排水路を通り、与市明川へ流れて出ております。

この農地脇にある排水路は、今回の造成工事に合わせまして、断面を大きくしますが、既存水路が東面の宅地と密接しており、撤去作業の際、振動等によって宅地へ影響が出る可能性があるため、宅地の建物や工作物の現状を把握する事前工損調査を行うものです。

また、地盤解析業務につきましては、造成地の北東にある谷で行う地盤調査となります。

この谷では、盛り土を計画しておりまして、以前より1カ所、ボーリング調査を行っておりますが、開発指導者の高知県から、もう1カ所、ボーリングと地盤解析を行い、より詳細な安全確認を行うよう指導を受けたため、これらの調査費を計上するものです。

次に、土地購入の場所につきましては、12

筆ございまして、主な購入場所は、造成地入り口の交差点改良に伴う用地取得となります。

交差点改良では、県道宿毛城辺線に右折レーンを設置することから、今年度の当初予算で用地取得単価を算出する不動産鑑定費を予算計上させていただきました。

このたび、土地の評価額が算出されましたので、今議会にて土地購入費を提案させていただくものです。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

それでは、2つ目の質疑に移ります。

22ページにあります、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費の中にあります11節需用費、及び13節委託料につきまして、内容の説明をお願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、22ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、11節需用費、施設修繕料130万円の増額について、まず説明いたします。

これは、沖の島妹背山山頂に設置しております木製の展望台の修繕費用でございまして。現在、この展望台の支柱の根元の表皮の部分が削り取られたような状態になっておりまして、原因は特定されておりませんが、周辺の土壌が広範囲にわたって、イノシシによる掘り返された跡がありますので、イノシシによるものではないかというふうに考えております。

専門業者と現地確認を実施した結果、全ての支柱に被害が確認されましたが、強度の強い心材部分が残っておりまして、直ちに倒壊する危険はないものの、今後、腐食が進行することや、

さらなる被害により、倒壊の危険性が高まることを考慮いたしまして、早期に鳥獣等の被害対策を踏まえた修繕をしようとするものでございます。

修繕方法につきましては、鳥獣等の被害が想定される支柱の根元部分を、コンクリートで覆うことを想定しております。

続きまして、その下、13節委託料、観光拠点施設等整備事業事業戦略策定業務委託料100万円について、説明いたします。

本年度の当初予算で計上しております横瀬川ダムクライミング施設整備、そして大島桜公園のサイクリングロード整備につきましては、県の観光拠点等整備事業費補助金を財源として事業を実施しようとしているところでございますが、この2つの事業の事業戦略について、県の補助制度を活用し、策定しようとするものでございます。

この事業戦略というのは、施設整備の目的や、事業内容、経済波及効果等についてまとめた計画書でございます。

なお、県の補助率は100%となっております。本市の負担は生じないようにしております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

次の質疑に移ります。

同じく22ページの、8目プレミアム付商品券事業費につきましてですが、この中の12節及び13節の増減の説明について、お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、令和元年度宿毛市一般会

計補正予算（第3号）、22ページ。

第6款商工費、第1項商工費、8目プレミアム付商品券事業費、12節役務費、商品券換金手数料550万円の減額、及び13節委託費、事務作業等委託料483万8,000円の増額について、関連する予算となっておりますので、両方合わせて説明させていただきます。

来月から使用が開始されますプレミアム付商品券でございますが、商品券換金手数料につきましては、商品券取扱店舗が使用された商品券を換金する際に発生する手数料でございます。

当初、プレミアム付商品券の換金につきましては、前回と同様に、市内金融機関を想定し、12節役務費で予算計上しておりましたが、現在、プレミアム付商品券事業にかかわる販売及び取扱店舗募集業務を委託している宿毛商工会議所が、あわせて換金業務を行うことといたしまして、件数、金額を精査の上、役務費から商工会議所への委託費に予算を組み替えしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

最後の質疑になります。

24ページ。第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費の中にあります11節需用費の70万円につきましてですけれども、令和元年度新規事業等調査票を確認いたしまして、1点だけ確認をさせていただきたいのですが。

これは、ヘルメットの購入ということで記載されております。この点につきましてですが、今現在、自転車を使つての通学等をされている、またはされていない子供も多数いらっしゃると思うんですが、全児童に対する購入という形で了承してもよろしいでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（中山佳久君） 教育次長兼学校教育課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第16号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）、24ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、11節需用費、70万円についてです。

新規事業調査票等に記載をしておりますが、本市におきましては、自転車を活用したまちづくり計画を策定し、さまざまな事業に取り組むこととしており、その計画の中の事業の一つとして、自転車用ヘルメット配付事業を実施しようとするものです。

対象者全員に配付するのか、という御質問をいただきましたが、本事業は市内在住の来年度の小学校新1年生全員を対象としてヘルメットを配付し、事故防止や自転車の安全利用を図ろうとするものです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 今のヘルメットの事業に関しましてですけれども、前回の議会でもございましたように、この年代からの定着というのは、後々の着用の常用という形になってこようかと思っておりますので、ここにも書いておりますけれども、継続的な事業実施が必要であろうというふうに予測されております。

ぜひとも注意をしながら、進めていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありま

せんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日議題となりました議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第3号から議案第34号まで」の32議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月11日から9月13日まで、並びに9月17日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月13日まで、並びに9月17日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月11日から9月17日までの7日間は休会し、9月18日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時16分 散会

陳 情 文 書 表

令和元年第3回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 5 号	令和 1. 9. 4	国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書の提出について	宿毛市社会福祉協議会 会長 大塚 勉 ほか3名	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和元年9月10日

宿毛市議会議長 野々下 昌文

議案付託表

令和元年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (17件)	議案第 3号	平成30年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 4号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 5号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 7号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 8号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第15号	平成30年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第16号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第17号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第18号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第19号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

<p>総務文教 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第28号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (5件)</p>	<p>議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第29号</p>	<p>宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について 宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p>

令和元年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第16日（令和元年9月18日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）

（議案第16号から議案第34号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第4号及び陳情第5号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号 国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

日程第2 陳情第4号及び陳情第5号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号 国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書

日程追加 宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三木 健正 君	4番 川田 栄子 君
5番 川村 三千代 君	6番 山岡 力 君
7番 高倉 真弓 君	8番 山上 庄一 君
9番 山戸 寛 君	10番 岡崎 利久 君
11番 野々下 昌文 君	12番 松浦 英夫 君
13番 寺田 公一 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	奈良和美君
兼調査係長	
議事係長	宮本誉子君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長補佐	有田年秀君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時24分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

今城 隆君より発言取消及び発言訂正の申し出、並びに川田栄子君より発言取消の申し出がありますので、この際、これを許します。

1番、今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。よろしく願います。

去る9月9日の私の一般質問における宿毛小中学校PFIについての質問の中で、一部表現が不適切と思われるところがありました。

「間違いないんだと思うんですが」の次から、「だからこそ、だからその前に」の前まで、及び「5カ月が過ぎました」の次から、「ここで市長に聞きます」の前までの発言について、取り消しをお願いしたいと思います。

また、「公正取引委員会に提訴」との発言につきましては、「申告」に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、今城 隆議員からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

なお、発言訂正については、申し出のとおり、議長はこれを許可いたします。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 9月9日の私の一般質問におけるPFI事業についての質問の中で、不必要な発言がありました。

「しっかり御理解ください」の次から、「2

番へいきます」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。議長に求めるものです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

この際、議長より川田議員に厳しく申し上げます。

川田議員は、昨日の議会運営委員会において、発言取消の申し出とともに、謝罪をするとの発言がありましたが、本会議において謝罪はありません。

議員には、規律に服する義務があります。秩序ある議会運営をするためには、規律を守る必要があります。議員間の信頼関係が必要であります。

よって、川田議員に対し、今後このように議員間の信頼関係を損なう行為はしないように、また議場の秩序を守るように、厳重注意いたします。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めま

す。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第16号から議案第34号まで」の19議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第16号から議案第19号まで」の4議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、9月11日と9月12日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、9月17日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案4件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第16号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の13ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、8目電算管理費、13節委託料、高知県情報ハイウェイ接続変更業務委託料50万8,000円、及び出先ネットワーク回線変更業務委託料55万2,000円についてであります。

本件は、本年6月に公表された第4次高知県情報ハイウェイのサービス詳細を確認したところ、通信速度を勘案した利用料や、保守の観点から、適切であると判断したので、サービス事

業者をSWANテレビからSTNetへ変更し、光ケーブルへの設備投資を行うものであります。

光ケーブルに変更するため、回線使用料の増額とはなるが、通信速度が向上し、業務の効率化が図れるものとなっております。

委員からは、回線使用料が全体で増額することになると思うが、どれだけの試算かとの質問があり、執行部からは、現在は1回線当たり4,000円であるが、変更後は1万3,000円となり、現在と比べ、9,000円の増額となるとの回答がありました。

続きまして、14ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、11節光熱水費12万円、及び12節手数料8,000円、並びに13節施設管理等委託料1万4,000円についてであります。

本予算は、10月から運営が開始される西地区防災コミュニティセンターの管理運営に係る費用となっております。

本予算に関連して、指定管理者について、西町地区には理解を得られたのか、との質問があり、執行部からは、協議を続けてきているが、月々の光熱水費等維持管理費がどれぐらいかかるのかについて、わかっていない状況もあるので、まだ合意には至っていない。今後も継続して協議していくことになっている。

なお、災害時には災害拠点として開設する流れになるが、大規模災害時には、職員は行けない可能性が高いので、一番近い西町地区で施設の開設や、避難者の受付等をやっていただきたいと考えている。

それについては、了承いただいております、地区と一緒に、マニュアル作成を行っているところである、との回答がありました。

続きまして、24ページ、第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費、11節、需用費、消耗品費70万円についてであります。

本予算は、自転車を活用したまちづくり計画に基づき、来年度の新小学校1年生全員を対象に、ヘルメットを配付するための補正であります。

委員からは、配付するヘルメットは6年間使用できるものか、との質問があり、執行部からは、個々の使用状況により、異なってくると思うが、サイズ調整ができるものであるため、サイズの面からは、大丈夫だと考えている。

重要視しているのは、新小学校1年生が通学等で自転車を使い始める際の、安全を確保するという部分がある、との回答がありました。

また、委員からは、どのようなヘルメットを考えているのか、との質問があり、執行部からは、通気性がよく、中のマットが着脱可能で、洗える物を考えているとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第16号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の14ページ、第2款総務費、第1項総務監理費、25目庁舎建設費、15節工事請負費、与市明川樋門改修工事費1,312万3,000円について、報告します。

もともとある樋門の位置を下げる改修をするものです。

委員からは、県の事業は、土手をかさ上げするようになっているが、市の工事との調整ができていないのかとの質問があり、執行部からは、高知県の計画は、錦口の信号がある橋のもとから、以前、マシュールがあったところにかけて、土手沿いにかさ上げをする。市の工事は、西部木材センターの南側なので、高さ等については、高知県の計画と調整することになるかと考えている。

県も宅地が両サイドにあるので、当然、それより高くすることはできないと聞いている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、特にこの庁舎の関係、高台造成に関するものは、取付道路や県の道路との問題があるので、きちんと調整した上で行うよう、要望しておくとの意見もありました。

次に、16ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1節報酬、調査員報酬13万9,000円について、報告します。

この調査は、国民生活基礎調査といい、世帯、家族の健康、介護、所得、貯蓄の5種類を調査するもので、押ノ川、中央六から七丁目、錦の3地区を3名で調査したものです。

委員からは、結果はどのようなものに反映されるのか、との質問があり、執行部からは、各家庭を訪れて、この5種類の調査を行っているが、拒否が多いので、調査員が聞き取りしている状況である。

年金や医療、保健に反映されるので、御協力いただいているとの回答がありました。

次に、22ページ、第6款商工費、第1項商工費、第5目観光費、11節需用費、施設修繕料130万円について、報告します。

妹背山の展望台の柱の下部が破損しており、周りにはイノシシが掘った跡があることから、イノシシのしわざではないかと考えられ、早急に修繕を行うものです。

委員からは、妹背山の展望台は、見る限りシロアリによる被害ではないか。シロアリをねらってイノシシがきたのではないかととの質問があり、執行部からは、業者には見えていない。根元の心材部分が残っているので、それをコンクリートで覆うのが一番いいのではないかと、提案を受けた。シロアリの可能性も考慮し、工事を実施したいとの回答がありました。

同じく22ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、13節委託料、観光拠点施

設等整備事業事業戦略策定業務委託料100万円について、報告します。

横瀬川ダムクライミング施設整備事業と、大島桜公園内のサイクリングロード整備事業について、県の観光拠点等整備事業費補助金を活用し、事業実施するものです。

補助を受けるに当たり、事業戦略を定める必要があり、その策定に係る委託料となります。

委員からは、横瀬川ダムのクライミングの事業理念はどのようなものか、との質問があり、執行部からは、ダムのインフラツーリズムは、国土交通省でも進めていこうという流れにある。その中で、昨年の秋から冬にかけて、ダム見学ツアーが行われ、それがマスコミに取り上げられた後、キャンセル待ちになるほど、全国から観光客が駆けつけた。

クライミングの施設は、海外にはあるが、日本ではダムを活用した事例が1件もなく、横瀬川ダムでしかできないという強みになる。

施設は、高さ8メートルのコースが2つあり、オートビレイという命綱を巻き取る機械を設置し、安全面に考慮するとの回答がありました。

また、委員からは、観光につなげるビジョンはあるのかとの質問に対し、執行部からは、当初は使用する個人に貸し出すことを想定していたが、安全面、運用面で課題があることから、イベントやツアーといった、事前に日付を決めて運用していきたいとの回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました4議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山岡 力君） 本委員会に付託されました10議案の審査結果の報告をいたします。

議案第20号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適性等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、本市においては、5本の条例改正が必要となりますが、それらを一括で改正するための条例を制定しようとするものでございます。

議案第21号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、ITの活用により、行政サービスの向上や、行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合の制限等について、一定の見直しを行うために、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第22号は、宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容については、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第23号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成31年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第28号は、宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、消費税法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号から34号までの5議案は、いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

内容につきましては、沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、大海辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うには、本計画を策定する必要が

あるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、10議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案10件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案5件につきましての審査結果を、報告いたします。

まず、初めに議案第24号ですが、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第24号は、宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されましたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第26号は、宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、消費税法の改正にあわせて、高騰する人件費や、光熱水費等への対応を図るため、宿泊料金の全面的な見直しをするよう、本条例の一部を改正するものです。

委員からは、小学生は大人並み料金になるの

か、との質問があり、執行部からは、別表1の記載のとおり、4歳以上から小学生以下は、以前の半額程度になり、4歳未満は以前の2,000円から無料になるとの回答がありました。

議案第27号は、宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和2年度から指定管理者制度の導入を予定しております林邸について、現行条例では、カフェスペースが指定管理者対象施設から除外されており、その部分を対象施設とするよう、本条例の一部を改正しようとするものです。

委員からは、林邸カフェは、民間を圧迫するのではないかと、という意見があるが、どのように考えているのか、との質問があり、執行部からは、林邸を改修する際、ワークショップを行い、林邸だけでは人が集まる施設にはなりにくいのではないかと、という結論から、カフェが出てきた。

カフェをつくる際には、近隣の飲食店にもヒアリングをする中で了承をしてもらっている。

また、林邸は歴史的建造物であり、火器を使用する器具を一切設置していない。カフェやみんなで使うキッチンなども、全て電熱式で、ガスは設置していない。カフェのメニューが限定されているのは、そういう制約があるからである。

よって、カフェと近隣飲食店とのすみ分けはできるのではないかと考えているとの回答がありました。

さらに委員からは、通常に関しては、すみ分けはできているように感じるが、イベント時に地域の飲食店に声かけがないなど、出店の際にわだかまりができつつあるように感じる。イベント時に出店するスペースができるようであれば、特に近隣飲食店の方には、一度、声かけす

べきではないかと考える。

このことについて、市や、新たに指定管理者になる方は、地域と協力、連携して盛り上げていこうという体制づくりに努めていただきたいとの意見がありました。

議案第29号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市営住宅萩原団地を解体撤去したことに伴い、本条例を当該団地の記述を削除するよう改正しようとするものです。

以上の議案の審査に当たっては、慎重に行った結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案5件につきましての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第16号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第34号まで」の18議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第16号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第34号まで」の18議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第16号から議案第27号まで及び議案第29号から議案第34号まで」の18議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第28号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第28号」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって「議案第28号」は、原案のとおり可決されました。

「議案第3号から議案第15号まで」の13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、「陳情第4号及び陳情第5号」の2件を一括議題といたします。

これより、「陳情第4号及び陳情第5号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山岡 力君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情1件の審査結果を報告いたします。

陳情第4号、奥谷美術館の建設については、宿毛商工会議所会頭、立田雅弘氏が発起人代表である奥谷美術館の建設を進める会より提出されたものであります。

内容につきましては、本市出身で高知県2人目となる文化勲章を受章された奥谷 博画伯の作品について、常設展示できる美術館の建設推進を議決するよう、求めるものでございます。

陳情審査の過程で、委員からは、すぐに建てられるものでもないが、県と一緒に建設計画に向けて協議していただきたいという陳情者の思いを聞いた。また、内容は、建設推進というものとなっているので、採択してもよいと思うといった賛成意見や、建設推進という趣旨は理解できるが、表題の文言がひとり歩きしてしまうことを懸念する、といった意見も出されました。

陳情者の意見陳述も踏まえまして、総務文教常任委員会で慎重に審査し採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情第5号の審査結果を報告いたします。

陳情第5号は、国及び政府に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、宿毛市社会福祉協議会会長 大塚 勉氏ほか3名より提出されたものであり、内容としましては、加齢による41デシベル以上の中等度以下の難聴者の補聴器購入には、助成制度がなく、生活に支障を来す加齢性難聴者がふ

えている。

加齢性難聴は日常生活に不便を来し、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とし、最近では、うつや認知症の要因の一つになることが指摘されている。

よって、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求めるものであります。

審査の過程で、委員からは、障害をもつ方にとっては大きな問題である。少しでも公的補助を考えていくべきであり、制度の創設を求めていくべきである。

また、一方では、陳情の趣旨としては賛同できるが、補聴器は両耳が30万円以上と高額で、という部分が気にかかる。補聴器には安価な物から高価な物まであり、値段もさまざまであり、金額の部分は削除したらどうか、という意見がありました。

これらの意見を踏まえ、慎重に審査をした結果、補聴器購入に対する公的補助制度の設立に求めるということについて、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決し、意見書には金額の明示はしないものとするに決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前10時59分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別質疑がありませんので、これにて質疑を

終結いたします。

これより、陳情第4号、奥田美術館の建設について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番(今城 隆君) 1番、今城です。

陳情第4号、奥谷美術館の建設について、私は反対の立場から討論させていただきます。

本陳情は、賛同する9,619名の署名を添えて提出されました。

宿毛市出身の奥谷画伯の業績をたたえ、彼の残した数々の作品とその文化的価値を市民が共有し、宿毛市民の生活の営みに生かしていこうという意見は、私も賛同するところであります。

しかしながら、私があえて反対とする理由を3つ挙げておきたいと思います。

1つ目は、本陳情の件名が、奥谷美術館の建設についてという点です。求める美術館建設の主体は県、市、民間であるのか、また、都市計画における美術館の位置づけが判然とせず、その内容の違いによっては、市議会の判断が大きく変化するのではないかという点です。

2つ目は、市議会の権限は、条例や予算決算、契約の締結にかかわる議決にあり、本件美術館建設についての決議は、市議会権限を超えるのではないかということです。

3つ目に、約1万人にも及ぶ署名は、それ自体に力があります。その意図を議員や市長、職員が受け取ることによって、議会やまちづくりプランの作成の中で、おのずと生かされていくものではないかと考えております。

奥谷画伯の作品の文化的価値を市民が共有し、それをどのようにまちづくりに生かせるのか、討議・検討し、結論を導くことが重要であり、美術館という箱物要求を先行させてはいけないということです。

以上の意見を述べて、私の反対討論を終わ

ります。

○議長(野々下昌文君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第4号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(野々下昌文君) 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第5号 国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書の提出」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付い

たしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号、国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり議決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時30分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、寺田公一君ほか5人から、お手元に配付してありますとおり、宿毛市議会改革調査特別委員会設置についての動議が提出されました。

この際、本動議を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、宿毛市議会改革調査特別委員会設置についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

宿毛市議会改革調査特別委員会設置についてを議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

13番寺田公一君。

○13番(寺田公一君) 13番、ただいま議題となっております宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について、提案理由の説明をいたします。

これまで、宿毛市議会は議会改革に向けた取り組みにより、議会基本条例の制定、一日一委員会の開催、議会報告会の開催等、市民に選ばれた代表として恥ずかしくない行動をとるべく、取り組んでまいりました。

しかし、現状はまだまだ道半ばであり、一般質問のあり方、議事の進め方、議員の個人活動のあり方など、改革が必要と思われる事案が多く存在することも見えてまいりました。

この際、しっかりとした議論をして、より市民に認知される議会に向け、取り組む必要があります。

よって、宿毛市議会改革調査特別委員会を設置して、積極的に議論をし、より成熟した議会を目指すべきだと考えます。

以上、議員各位の賛同を求めて、設置に向けた提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(野々下昌文君) これにて提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、宿毛市議会改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本件については、本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(野々下昌文君) 起立多数であります。

よって、本件については、6人の委員をもって構成する宿毛市議会改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、議会が本調査終了を議決するまでの閉会中も、継続して調査を行うものとするに決しました。

ただいま設置されました宿毛市議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番堀景君、3番三木健正君、6番山岡力君、9番山戸寛君、10番岡崎利久君、13番寺田公一君、以上6人を指名いたします。

続いて、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時38分 再開

○議長(野々下昌文君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、宿毛市議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、この際、事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(朝比奈淳司君) 宿毛市議会改革

調査特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長、岡崎利久君、副委員長、山岡 力君。
以上です。

○議長（野々下昌文君） 以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月3日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申しあげました34議案のうち、決算認定議案の13議案を除きまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討いたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和元年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

宿毛市議会副議長 川村 三千代

議員 山岡 力

議員 高倉 真弓

令和元年9月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第17号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第18号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第19号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当

令和元年9月11日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第20号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	適 当
議案第21号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第22号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第23号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第28号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当

令和元年9月12日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第24号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第25号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第26号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第27号	宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

令和元年9月11日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	理 由
第 4 号	奥谷美術館の建設について	採 択	適 当

令和元年9月12日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	理 由
第 5 号	国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書の提出について	採 択	適 当

令和元年9月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 山 戸 寛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
議案第 3 号	平成30年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 4 号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 5 号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 6 号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7 号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8 号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9 号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第15号	平成30年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理 由 今後なお審査を要するため

令和元年9月11日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 岡 力

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年9月12日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和元年9月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第 1 号

国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める
意見書

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年 9 月 17 日提出

提出者	宿毛市議会議員	山 上 庄 一
賛成者	宿毛市議会議員	三 木 健 正
〃	〃	川 田 栄 子
〃	〃	川 村 三千代
〃	〃	岡 崎 利 久
〃	〃	松 浦 英 夫
〃	〃	濱 田 陸 紀

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める
意見書

現在、国の補聴器購入への助成は、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者で、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが 70 デシベル以上の高度・重度難聴者が対象である。41 デシベル以上の中等度以下の難聴者の補聴器購入には、助成制度がなく、生活に支障を来たす加齢性難聴者が増えている。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっており、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器普及の遅れが指摘されている。

日本において、補聴器の価格は高額であるが、保険適用とはなっていない。重度難聴の場合の補装具支給制度の対象になれば 1 割の自己負担で購入できるが、中等度以下の場合には、購入後に、医療費控除を受けられるものの、控除額は僅少であり高額な自己負担が伴う。また、低所得者にとっては、補聴器の購入そのものが困難と言わざるを得ない。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にも繋がるものと考えられる。

以上の趣旨から、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月18日

高知県宿毛市議会議長 野々下 昌 文

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
全世代型社会保障改革担当大臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和元年第3回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 今城 隆君	<p>1 6月質問のその後について（市長、教育長）</p> <p>(1) 倒壊空き家への対応について</p> <p>(2) 非核平和都市宣言のホームページ掲載等について</p> <p>(3) ビキニ平和学習について</p> <p>2 松田川の幸の復活と地域の活性化について （市長、教育長）</p> <p>(1) 市民にとっての松田川の価値、その現状について</p> <p>(2) 「アユをよび戻す」取り組みとその方策について</p> <p>(3) 清流の再生をとおした観光など、地域の活性化について</p> <p>(4) 清流の再生をとおした教育活動について</p> <p>3 宿毛の林業振興について（市長）</p> <p>(1) 森林資源、林業経営の課題と展望について</p> <p>(2) 林業従事者を増やす取り組み、自伐型林業の推進について</p> <p>(3) 地域産材の需要拡大策について</p> <p>(4) 釜山（韓国）からの幡多ヒノキ取引要請と宿毛の林業振興の可能性について</p> <p>4 宿毛小・中学校PFIについて（市長、教育長）</p> <p>(1) アドバイザーについて</p> <p>(2) 応募業者（両グループ）の提案概要について</p> <p>(3) 選定委員会における、教員・保護者・地域の意見反映について</p> <p>(4) SPC・協力企業について</p> <p>(5) 情報公開について</p> <p>5 高齢単身世帯への見守りについて（市長）</p> <p>(1) 高齢単身世帯の現状について</p> <p>(2) 地域の見守り事例について</p>

2	10番 岡崎利久君	<p>1 中心市街地の活性化について（市長）</p> <p>(1) スマートウェルネスシティによるまちづくりについて</p> <p>ア 振興計画や都市計画マスタープランでの検討について</p> <p>イ 現庁舎を健康増進の拠点としての利活用について</p> <p>(2) 奥谷美術館の建設について</p> <p>ア 9, 619名の署名を受けての市長の考えについて</p> <p>イ 今後の対応について</p> <p>2 3歳児の視覚検査について（市長）</p> <p>(1) 3歳児の視覚検査の方法について</p> <p>(2) 保護者に対する注意喚起について</p> <p>(3) スポットビジョンスクリーナーの導入について</p> <p>3 市道の維持補修について（市長）</p> <p>(1) 市道真丁線の現状について</p> <p>(2) 市道真丁線の補修について</p>
3	4番 川田栄子君	<p>1 PFI事業について（市長）</p> <p>(1) 事業の効果について</p> <p>ア 地域の活性化について</p> <p>イ 経済活性化について</p> <p>(2) 発祥地イギリスの事例について</p> <p>ア 契約期間の検証について</p> <p>イ 包括的業務の不透明性の検証について</p> <p>ウ リスク分担の検証について</p> <p>(3) 情報公開について</p> <p>ア 具体的な不利益の立証説明について</p> <p>イ アドバイザー（企業名）の公表について</p> <p>2 家庭ごみの戸別収集について（市長）</p> <p>(1) 制度の内容と利用者の現状について</p> <p>(2) 制度の見直しについて</p> <p>3 メス猫不妊手術推進事業について（市長）</p> <p>(1) 事業の予算減額について</p> <p>(2) 捕獲器の確保について</p>

4	6 番 山岡 力君	<p>1 宿毛市産材利用促進事業（補助金交付）について（市長）</p> <p>（1）意義と波及効果について</p> <p>（2）国庫補助について</p> <p>（3）循環する経済政策について</p> <p>（4）地域産業への視点と育成について</p> <p>（5）今後の施行の展望について</p> <p>（6）市産材利用促進事業を通しての職員の育成について</p>
5	2 番 堀 景君	<p>1 防災対策について（市長）</p> <p>（1）南海トラフ地震について</p> <p>ア 長期浸水対策事業について</p> <p>イ 避難タワー建設について</p> <p>ウ 大島橋建設について</p> <p>2 教育対策について（教育長）</p> <p>（1）学校統合について</p> <p>3 観光振興対策について（市長）</p> <p>（1）咸陽島の観光について</p> <p>（2）ドッグランについて</p> <p>4 飼い主のいない猫対策について（市長）</p> <p>（1）ボランティアの組織化について</p>

令和元年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月18日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	9月18日	承 認
第 3 号	平成30年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 4 号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 5 号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 6 号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 7 号	平成30年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 8 号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第 9 号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第10号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第11号	平成30年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第12号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第13号	平成30年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第14号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月18日	継続審査
第15号	平成30年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月18日	継続審査
第16号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	9月18日	原案可決
第17号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決

第18号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第19号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月18日	原案可決
第20号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	9月18日	原案可決
第21号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第22号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第23号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第24号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第25号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第26号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第27号	宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第28号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第29号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	9月18日	原案可決
第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決
第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決
第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決
第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決
第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月18日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 4 号	奥谷美術館の建設について	9月18日	採 択
第 5 号	国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書の提出について	9月18日	採 択